

令和8年

グラフで見る神奈川県下における 労働災害と健康の現状

(令和7年労働災害のとりまとめ)



神奈川県労働局・各労働基準監督署 神奈川県労働局労働基準部編

本紙内容については神奈川県労働局特設ホームページからもご確認いただけます。



安全衛生の取り組み状況に関するアンケートにご協力ください。

第14次労働災害防止計画（神奈川県計画）では、労働災害の防止のため、事業者と労働者が一体となって、安全衛生についての取り組みを推進していくことをお願いしています。

つきましては、神奈川県労働局と県内の労働基準監督署において今後の安全衛生についての施策の参考とするため、事業場の安全衛生の取り組み状況を把握させていただくためのアンケートを実施しています。



目次

はじめに

1	労働災害の推移	1
	図1-1：労働災害による死傷者数の年別推移	
	図1-2：労働災害による死亡者数の年別推移	
2	業種別災害発生状況	3
	図2-1：業種別死傷者数	
	図2-2：業種別死亡者数	
	図2-3：業種別死傷者数の推移	4
	図2-4：業種別死亡者数の推移	
3	事故の型別災害発生状況	5
	図3-1：事故の型別死傷者数	
	図3-2：事故の型別死亡者数	
	図3-3：製造業	6
	図3-4：食料品製造業	
	図3-5：建設業	
	図3-6：陸上貨物運送事業	7
	図3-7：小売業	
	図3-8：社会福祉施設	
	図3-9：飲食店	8
	図3-10：ビルメンテナンス業	
	図3-11：産業廃棄物処理業	
	図3-12：警備業	
4	起因物別災害発生状況	9
	図4-1：起因物別死傷者数	
	図4-2：起因物別死亡者数	
	図4-3：製造業	10
	図4-4：食料品製造業	
	図4-5：建設業	
	図4-6：陸上貨物運送事業	11
	図4-7：小売業	
	図4-8：社会福祉施設	
	図4-9：飲食店	12
	図4-10：ビルメンテナンス業	
	図4-11：産業廃棄物処理業	
	図4-12：警備業	

はじめに

一年間に発生した労働災害は、統計（※）が残る昭和30年以降増加を続けていましたが、昭和36年の死傷者数481,686人をピークに、死亡者数についても昭和38年の6,506人をピークに、長期的にみると減少しています。

神奈川県内の労働災害も同様に、昭和37年に死傷者数25,217人を、昭和42年に死亡者数312人をピークとして、同じく長期的には減少しています。

しかし、今なお全国で毎年十万人を超える方が被災され、数百名の尊い命が労働災害により喪われる現状にあり、労働災害の撲滅は社会的な急務と言えます。

神奈川労働局では、労働災害の減少を期して「第14次労働災害防止計画（以下、「第14次防」と呼ぶ。）」（令和5（2023）年度～令和9（2027）年度）を推進しております。

同計画においては災害防止にかかる8つの重点対策を柱に、特に転倒や腰痛などの作業行動に起因する労働災害や高年齢労働者の防止対策の推進など、官民一体となって取り組んでいくこととしています。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止の一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらにはリスクアセスメントなど災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

令和8年5月 神奈川労働局労働基準部

第14次防 8つの重点対策

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
2. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業主等に対する安全衛生対策の推進
6. 業種別の労働災害防止対策の推進
7. 労働者の健康確保対策の推進
8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

※昭和30年当初は休業8日以上を、昭和47年以降は休業4日以上ものを集計しています。

労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、上記、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

単に、この法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。事業主はこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働ができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

刑事上の責任

- 労働安全衛生法：措置義務違反
- 刑法：業務上過失致死傷(罰則の適用)

民事上の責任

- 労働契約法第5条：労働者の安全への配慮
- 民法第415条：債務不履行責任

行政上の処分等

- 使用/作業停止
- 入札停止
- 営業停止
- 企業名公表 等

社会的な制裁

- マスコミの非難報道や風評
- 信用失墜、顧客離れ
- 経営不振、廃業

改正労働安全衛生法

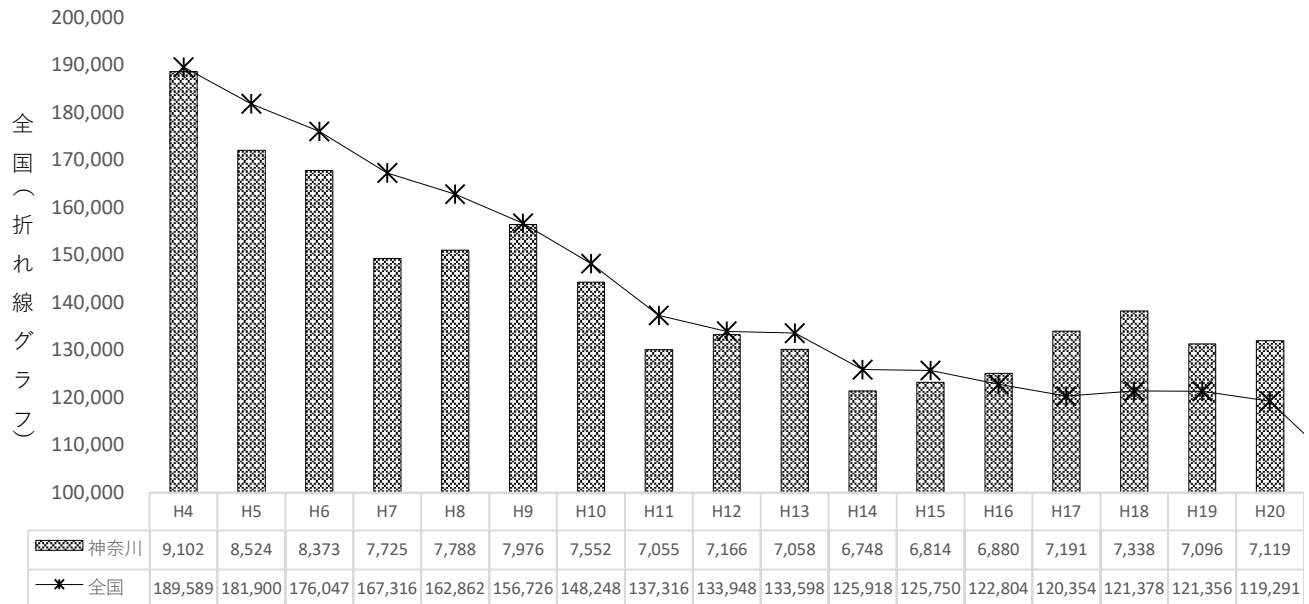
令和7年5月に個人事業者等(中小事業者の代表者や役員を含む。)の業務上災害の防止、ひいては同じ職場で労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置付ける労働安全衛生法の改正がされ、順次施行します。また、業種を問わず、労働者や個人事業者等が混在する作業場所を管理する者に対して、自ら請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置が義務付けられました。

本冊子の死亡及び死傷災害の統計数値は、注記がない限り新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いた数値としています。

1 労働災害の推移

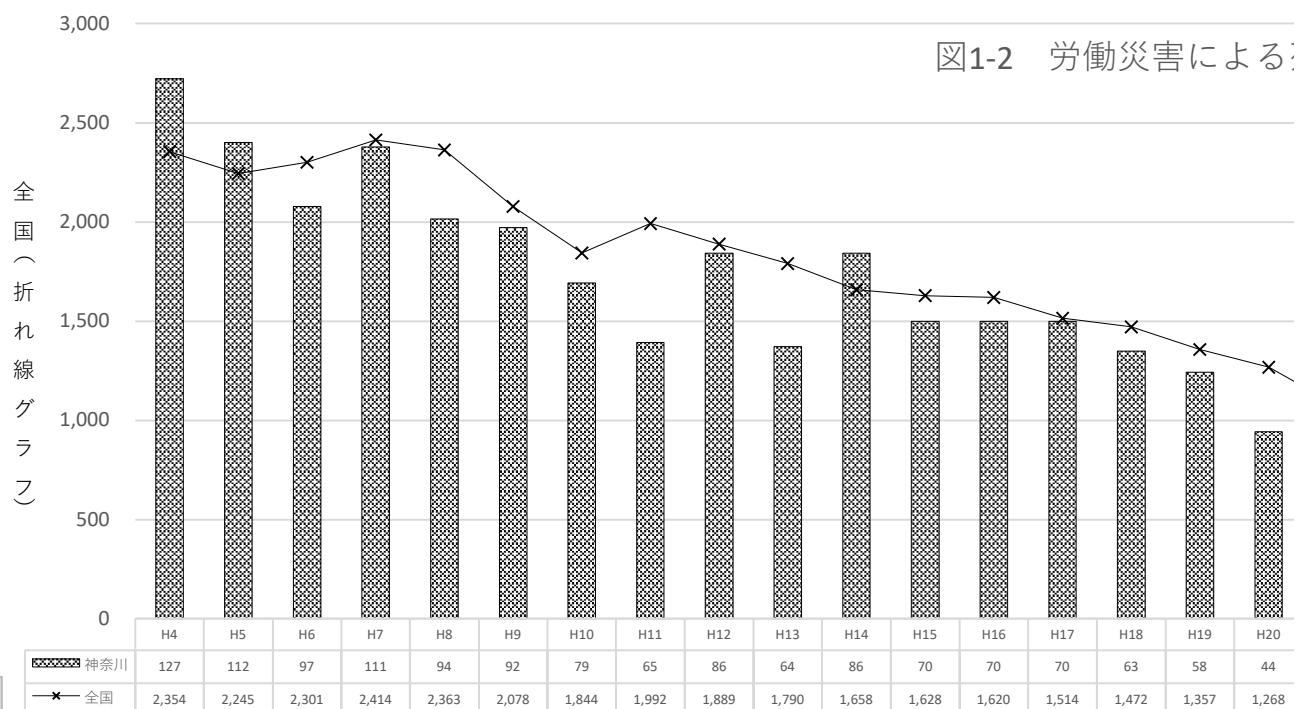
全国の労働災害による死傷者数は、昭和36年をピークとして、長期的には減少傾向にあります。平成21年に過去最少を記録して以降、令和に入って以降は増加に転じています。一方、令和7年の死傷者数は前年を下回りました。

図1-1 労働災害による死傷者数



全国の労働災害による死亡者数は、昭和38年をピークとして長期的には減少傾向にあり、平成27年以降は1,000人を下回っています。令和7年の死亡者数は700人でした。

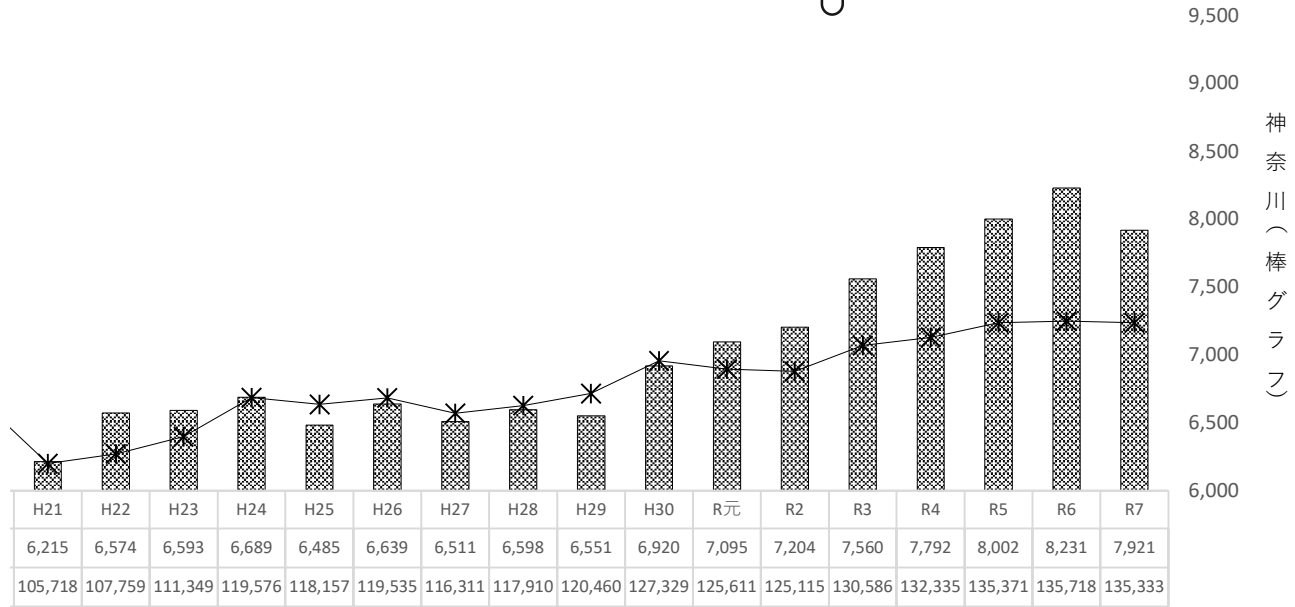
図1-2 労働災害による死亡者数



神奈川の労働災害による死傷者数も同様に長期的には減少傾向にあり、平成21年に過去最少を記録しました。以後増減を繰り返しながら平成30年以降は増加に転じていましたが、令和7年の死傷者数は前年、前々年を下回り3年ぶりに8,000人を下回りました。

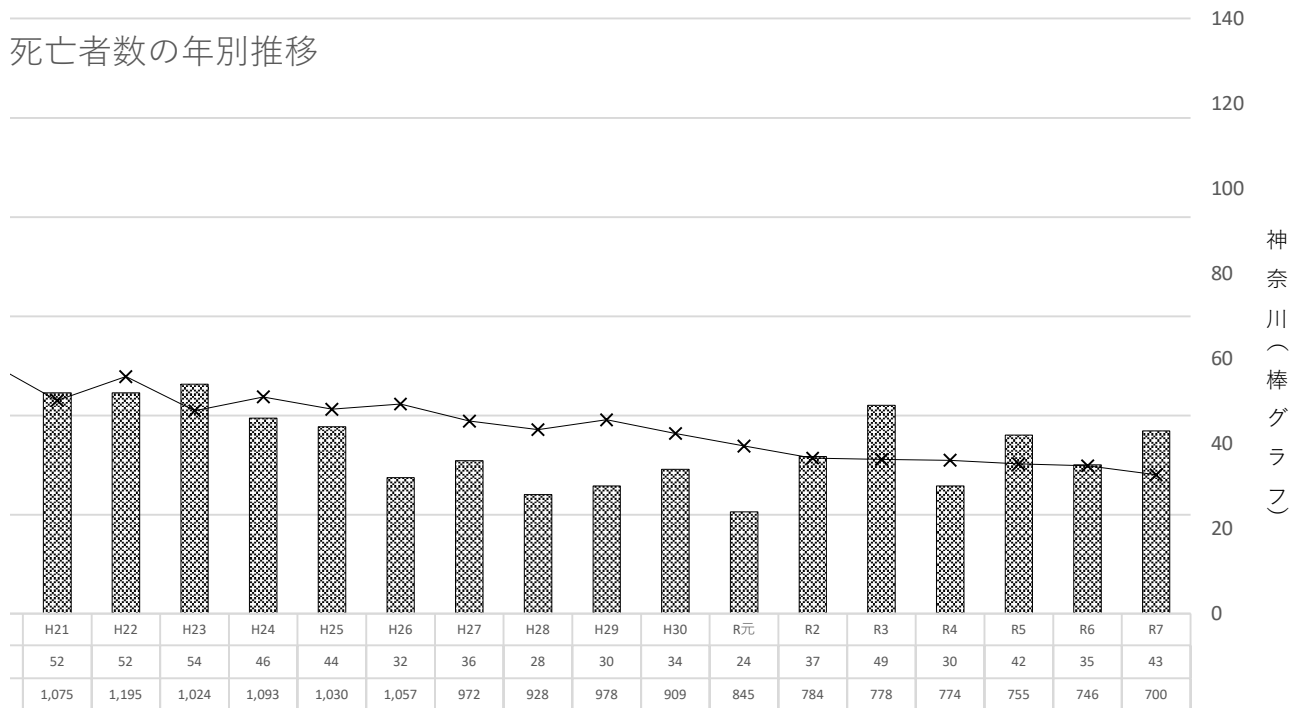
死傷者数の年別推移

平成3年以前の統計は本紙（令和7年版）をご参照ください。



神奈川の労働災害による死亡者数も、昭和36年をピークとして長期的には減少傾向にあり、令和元年に過去最少の24人となりましたが、その後急増と急減を繰り返し、令和7年の死亡者数は2年ぶりに40人を上回りました。

死亡者数の年別推移

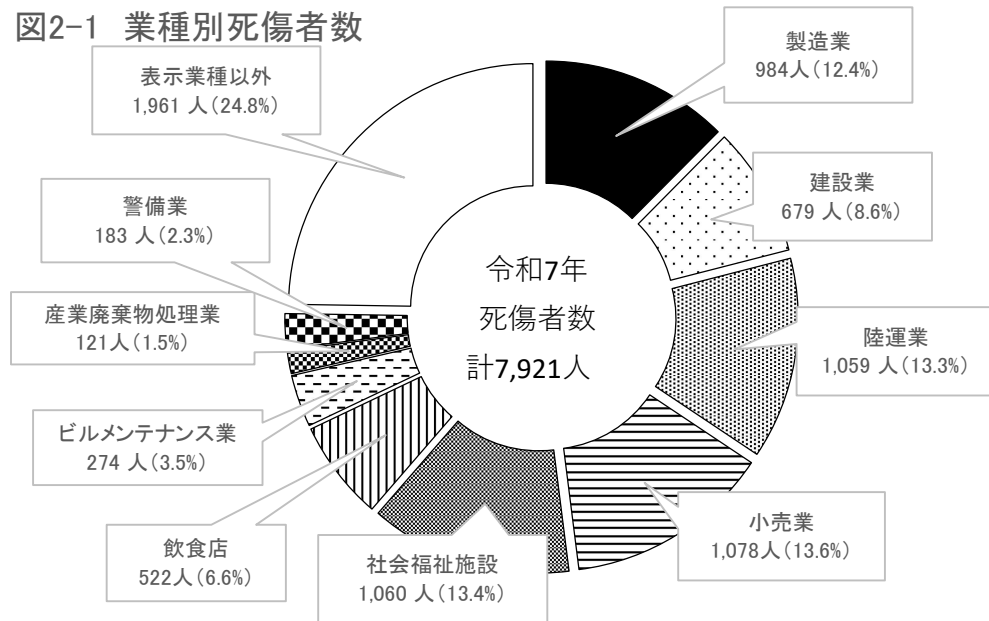


2 業種別災害発生状況

(1) 業種別死傷者数

神奈川県内の死傷者数7,921人の災害を業種別で見ると、最も多かったのは小売業1,078人、社会福祉施設1,060人、陸上貨物運送事業1,059人、製造業984人、この上位4業種で全体の52.7%を占めています。

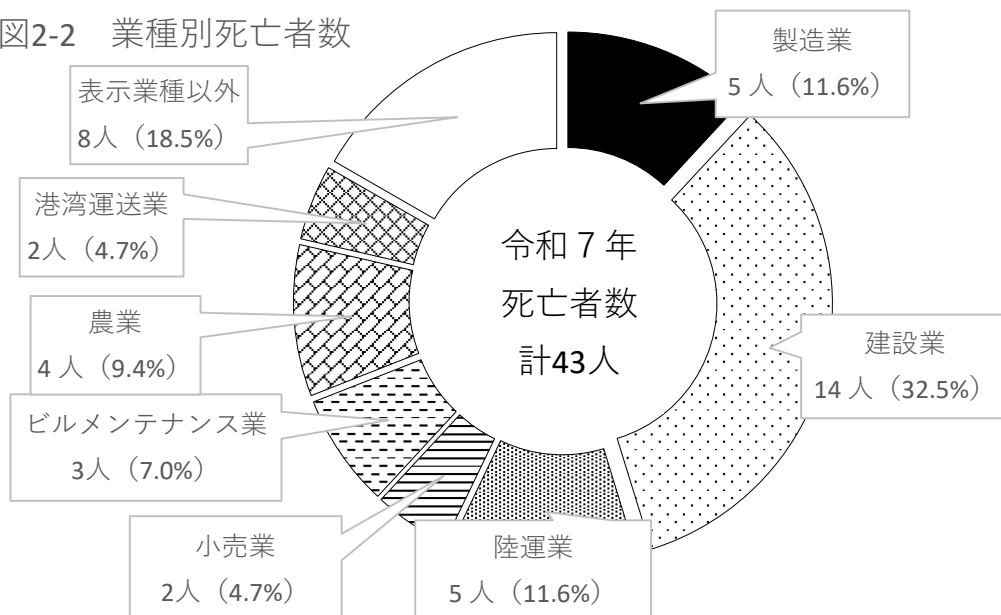
図2-1 業種別死傷者数



(2) 業種別死亡者数

神奈川県内の死亡者数43人を業種別に集計すると、建設業（14人）、製造業・陸上貨物運送事業（5人）の3業種の合計で過半を占めます。

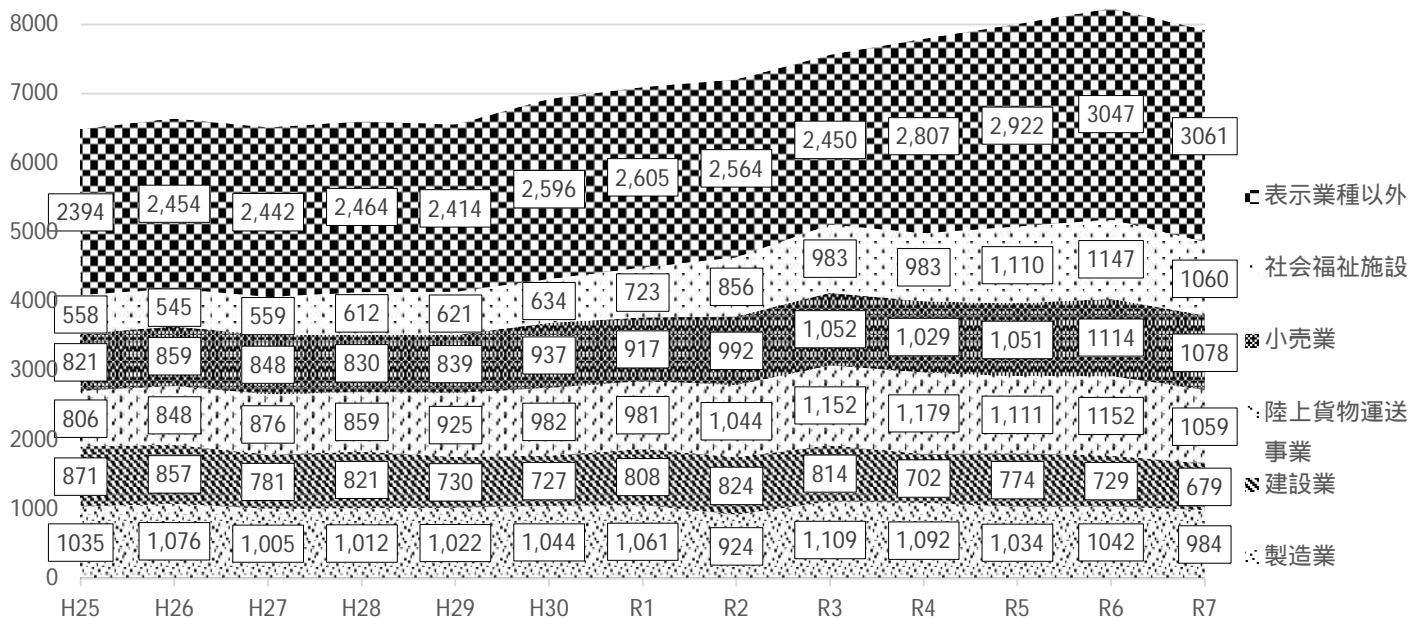
図2-2 業種別死亡者数



(3) 業種別死傷者数の推移

近年の神奈川県内の死傷者数の推移を業種ごとにみると、製造業は5年ぶりに1,000件を割り込み、第14次防基準年（令和4年）と比較して、建設業は緩やかに減少、陸上貨物運送事業は約10%減少した一方、小売業及び社会福祉施設は増加しています。

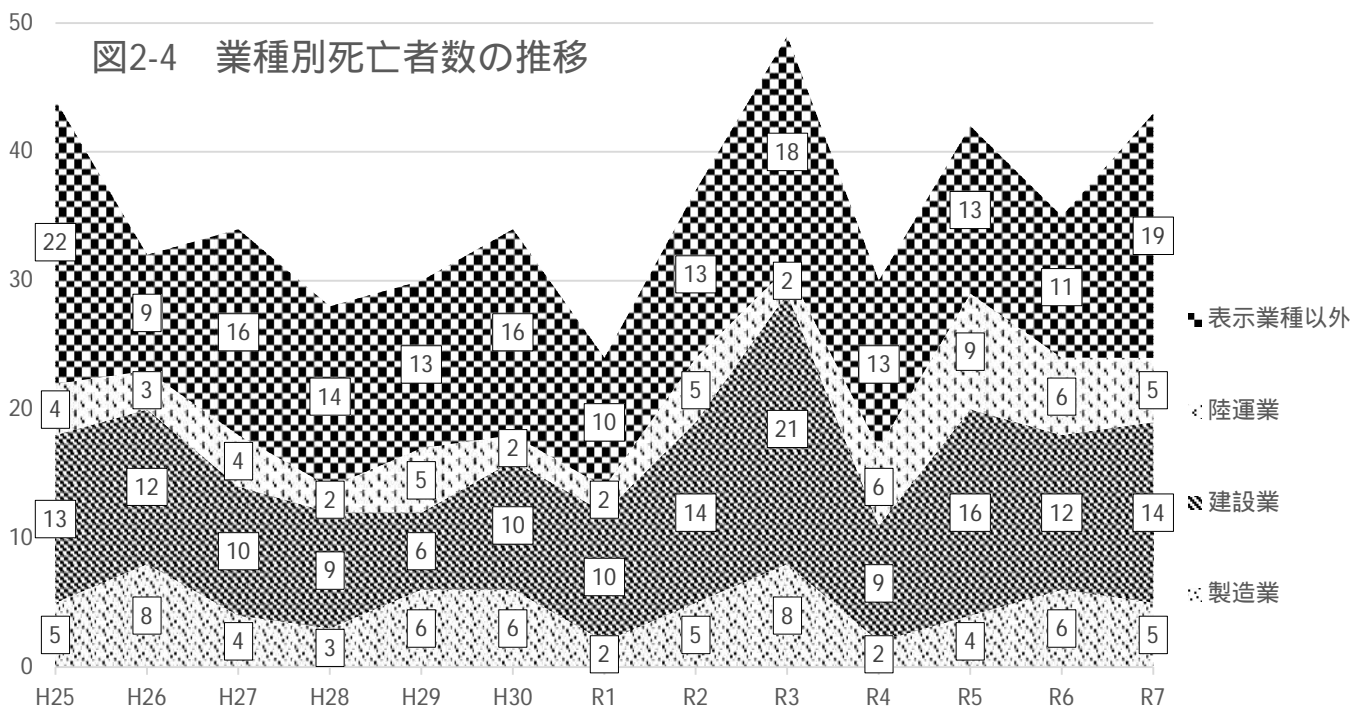
図2-3 業種別死傷者数の推移



(4) 業種別死亡者数の推移

神奈川県内の業種ごとの死亡者数の推移をみると、いずれの業種も増減を繰り返しながら、製造業はおおむね横ばい、建設業及び陸上貨物運送事業は長期的には増加傾向にあります。

図2-4 業種別死亡者数の推移

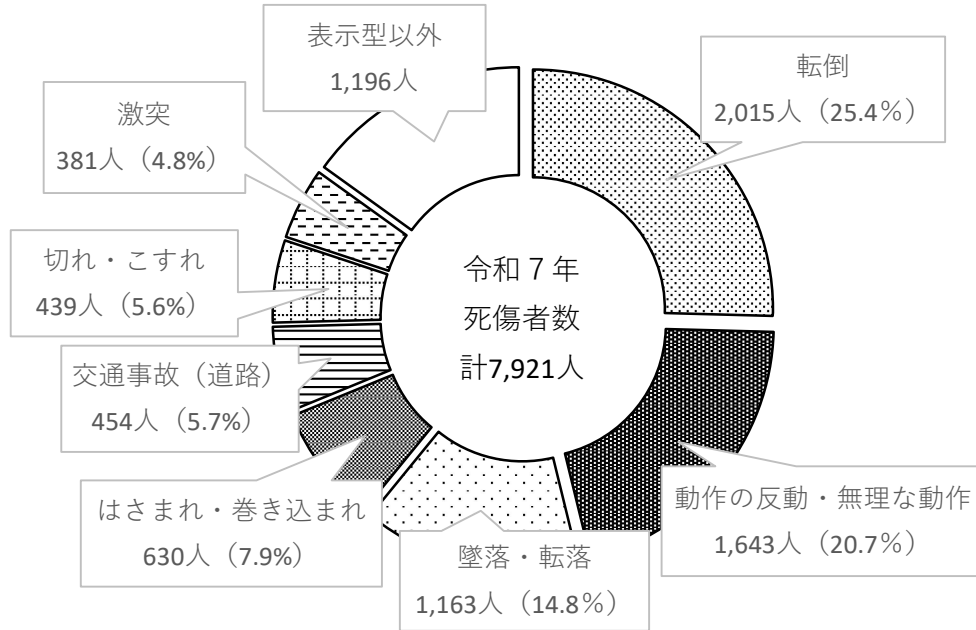


3 事故の型別災害発生状況

(1) 令和7年の発生状況

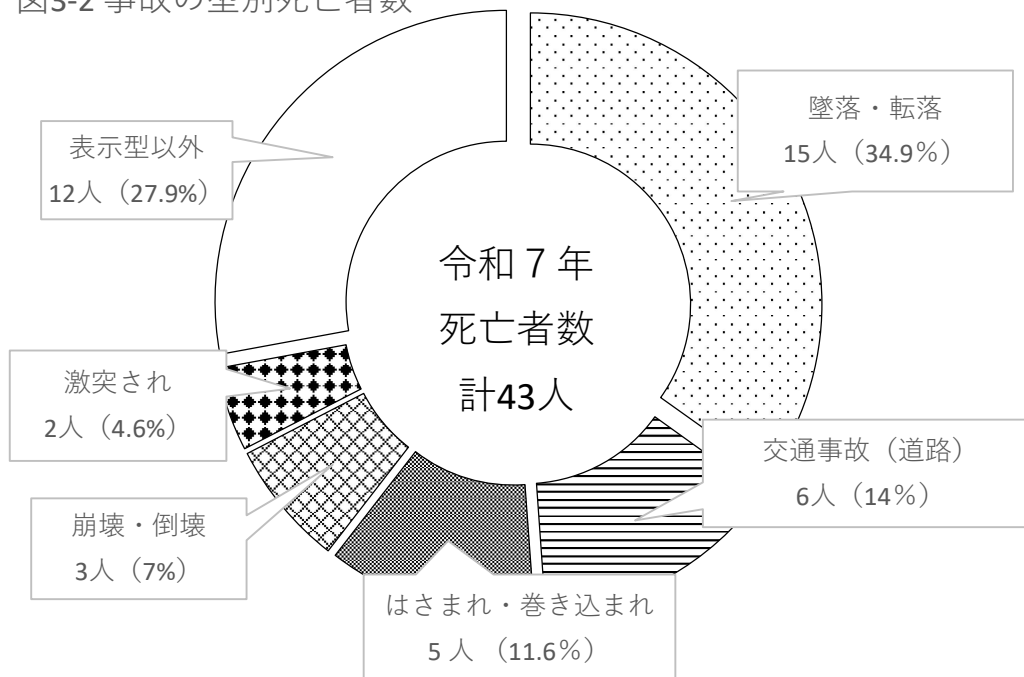
死傷者数7,921人を事故の型別で分類すると、「転倒」が最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となりました。

図3-1 事故の型別死傷者数



死亡者数43人を事故の型別で分類すると、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、「交通事故（道路）」の合計で、全体のおよそ6割を占めます。

図3-2 事故の型別死亡者数



(2) 第14次防期間中（令和5年～令和7年）の累計

図3-3 製造業（死傷者数計3,060人、死亡者数計15人）

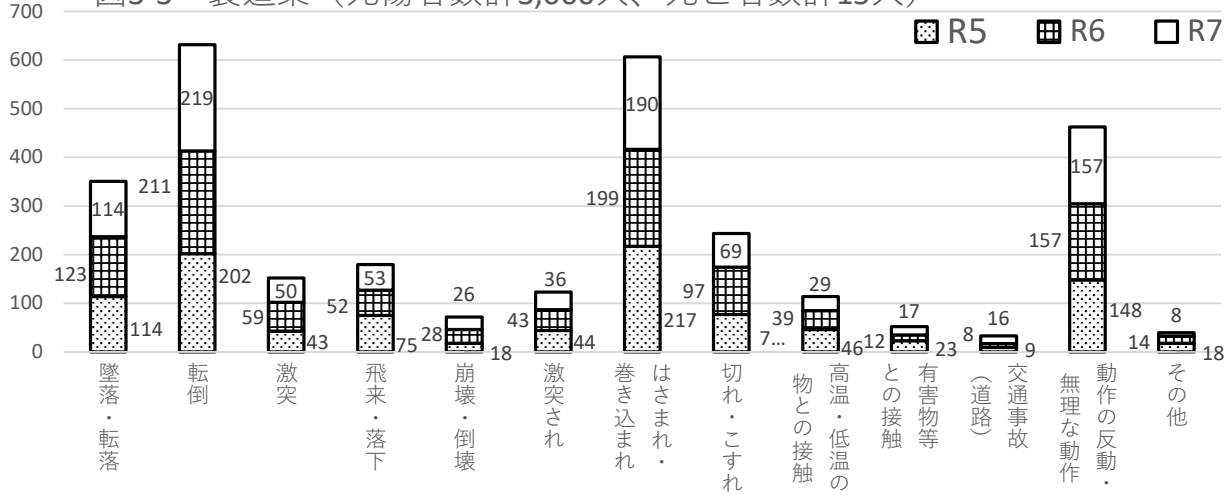


図3-4 食料品製造業（死傷者数計967人、死亡者数計1人）

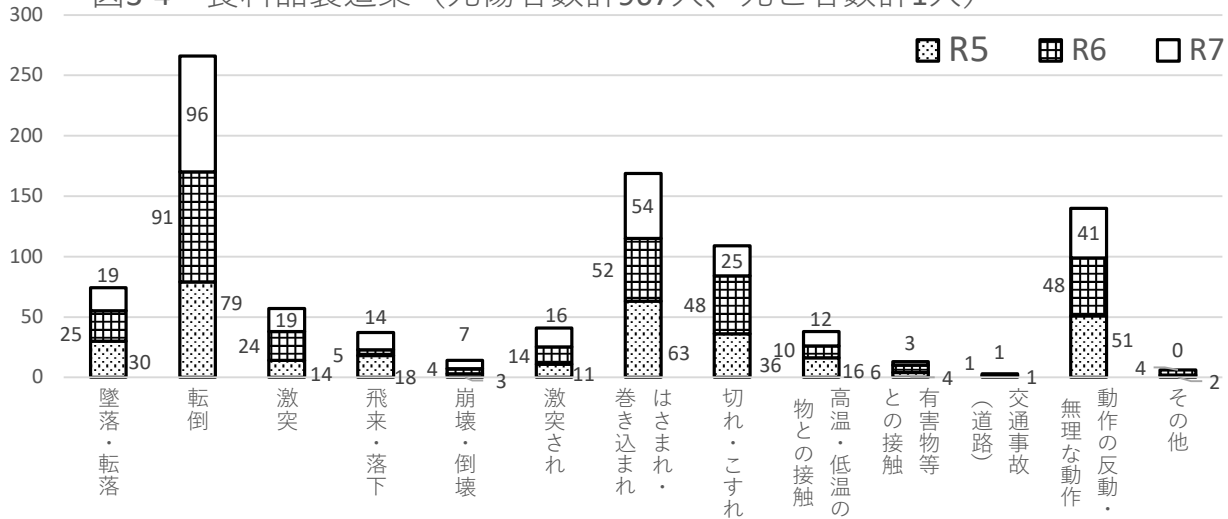


図3-5 建設業（死傷者数計2,182人、死亡者数計42人）

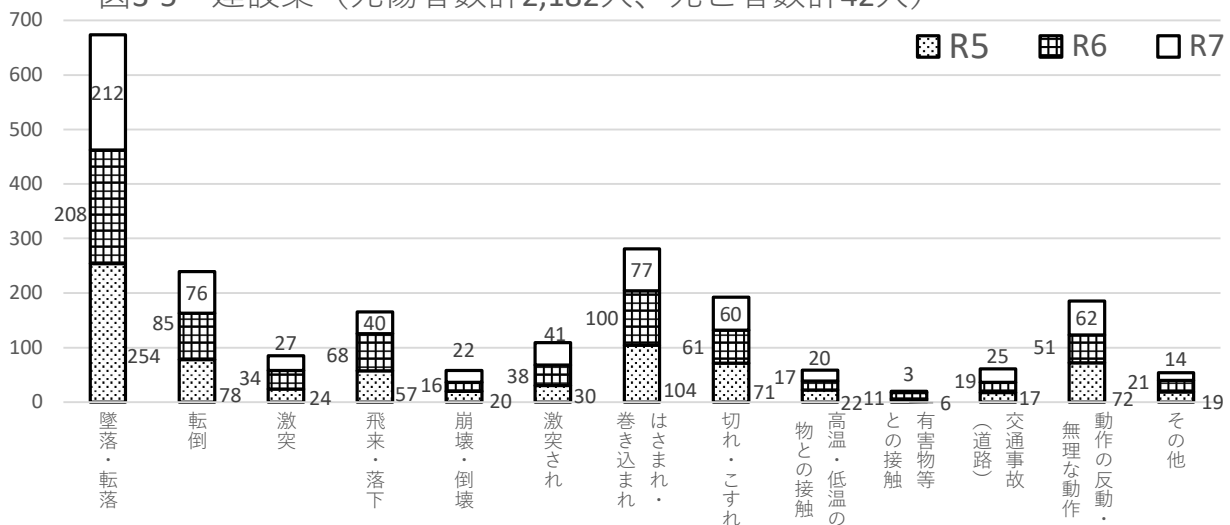


図3-6 陸上貨物運送業（死傷者数計3,322人、死亡者数計20人）

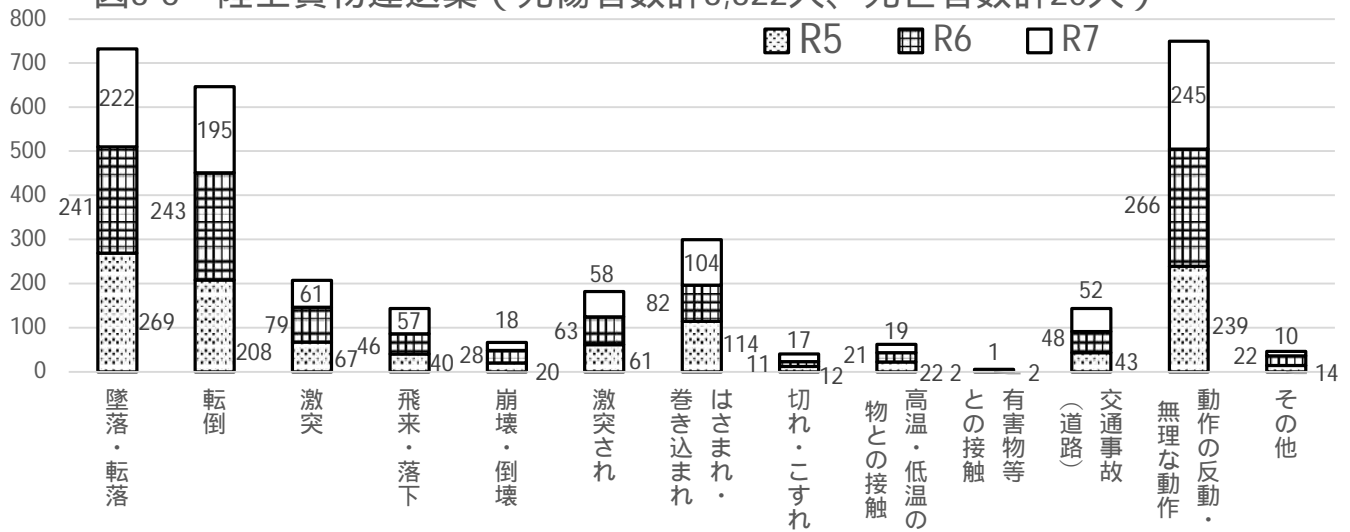


図3-7 小売業（死傷者数計3,243人、死亡者数計4人）

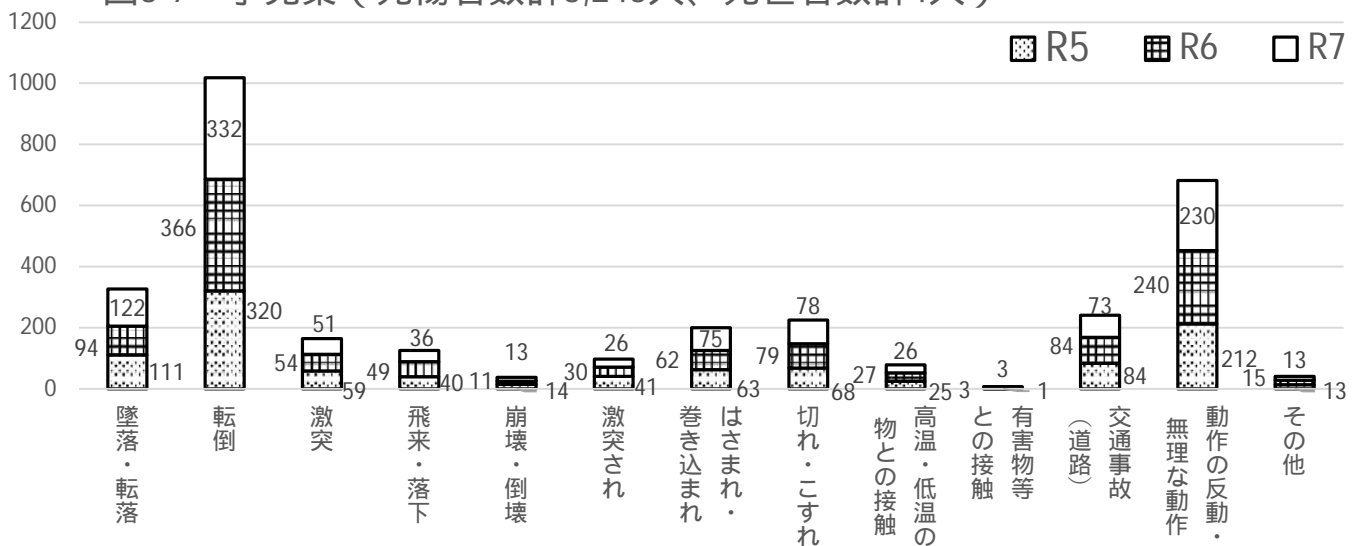


図3-8 社会福祉施設（死傷者数計3,317人、死亡者数計1人）

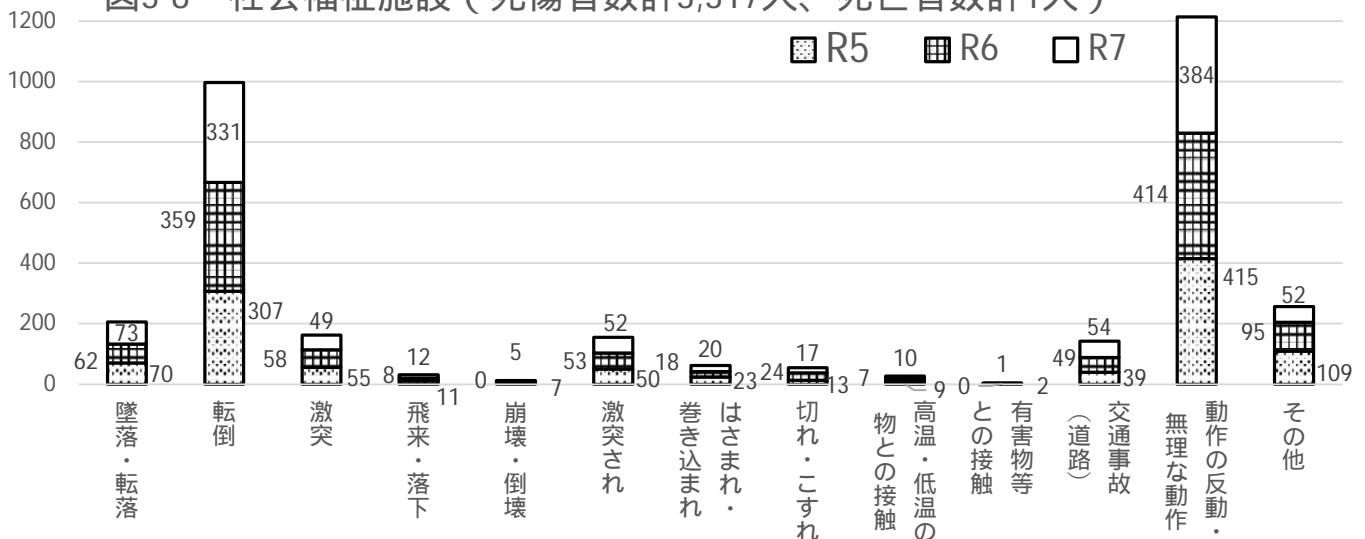


図3-9 飲食店（死傷者数計1,403人、死亡者数1人）

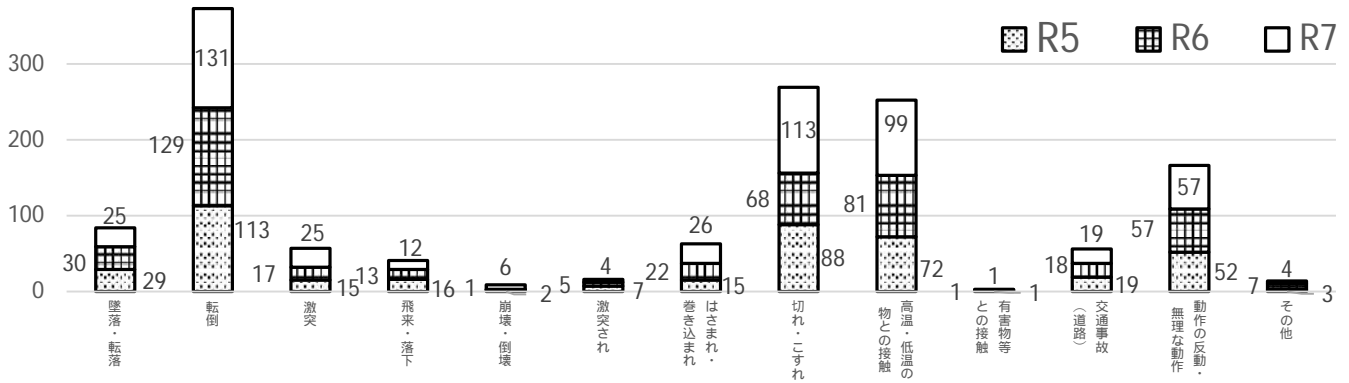


図3-10 ビルメンテナンス業（死傷者数計845人、死亡者数計6人）

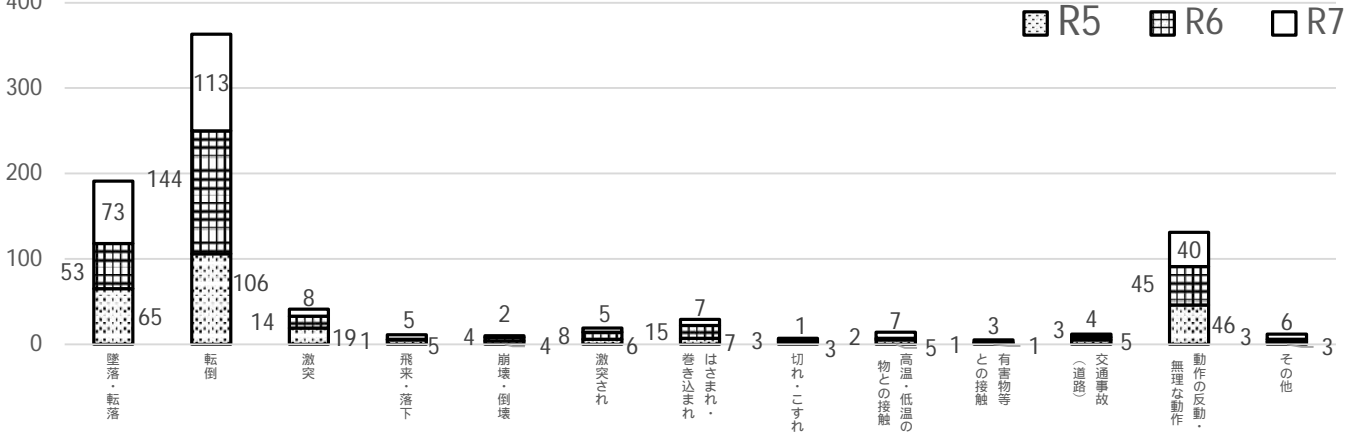


図3-11 産業廃棄物処理業（死傷者数計351人、死亡者数計3人）

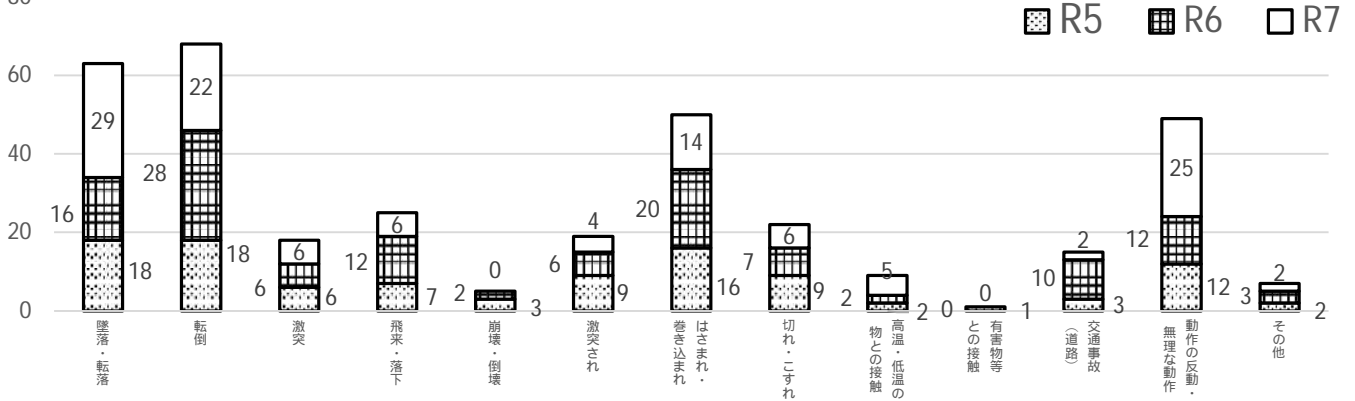
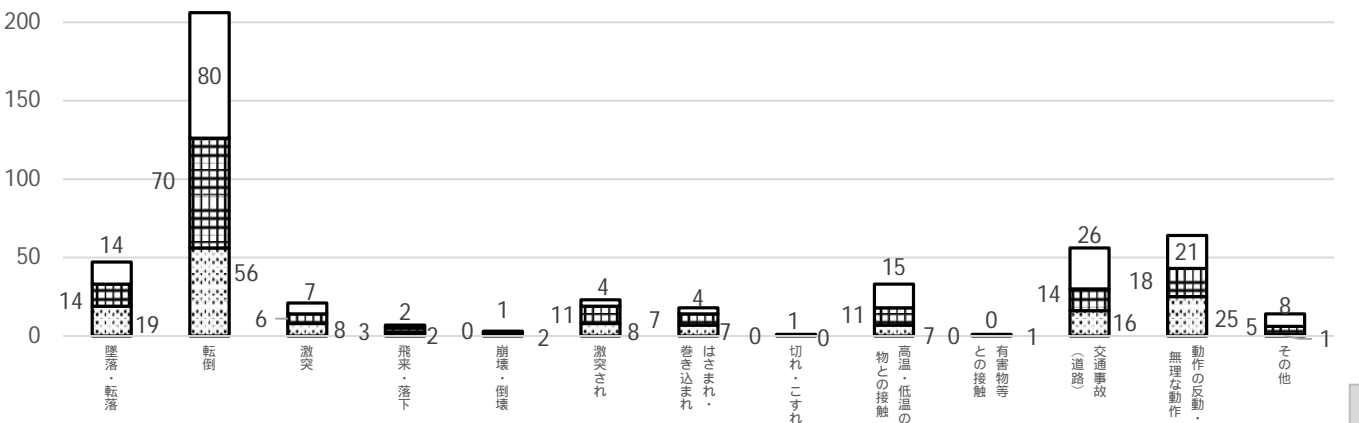


図3-12 警備業（死傷者数計494人、死亡者数3人）

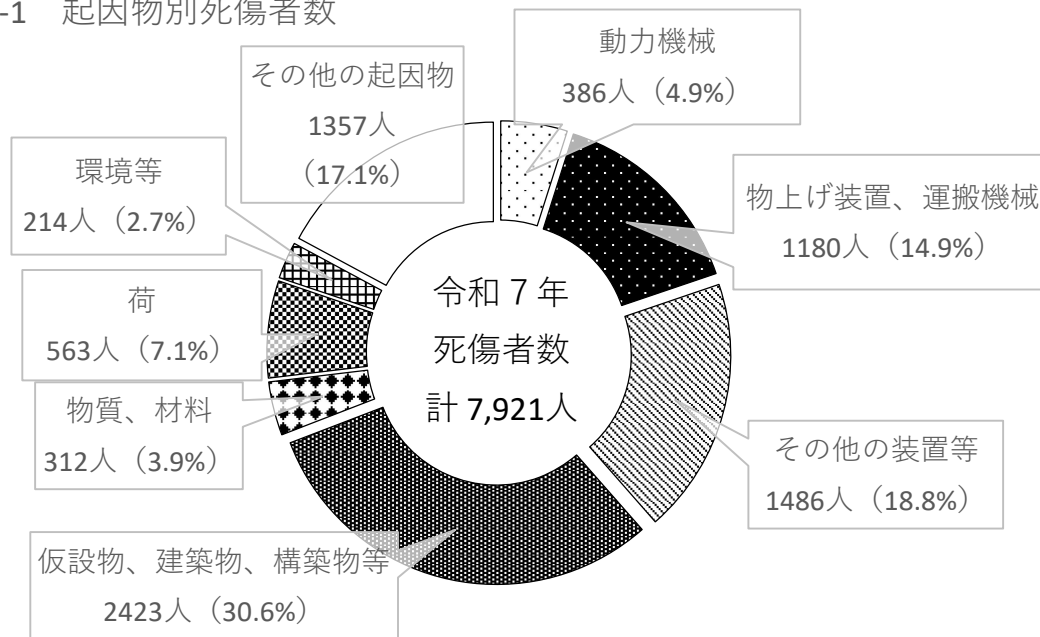


4 起因物別災害発生状況

(1) 令和7年の発生状況

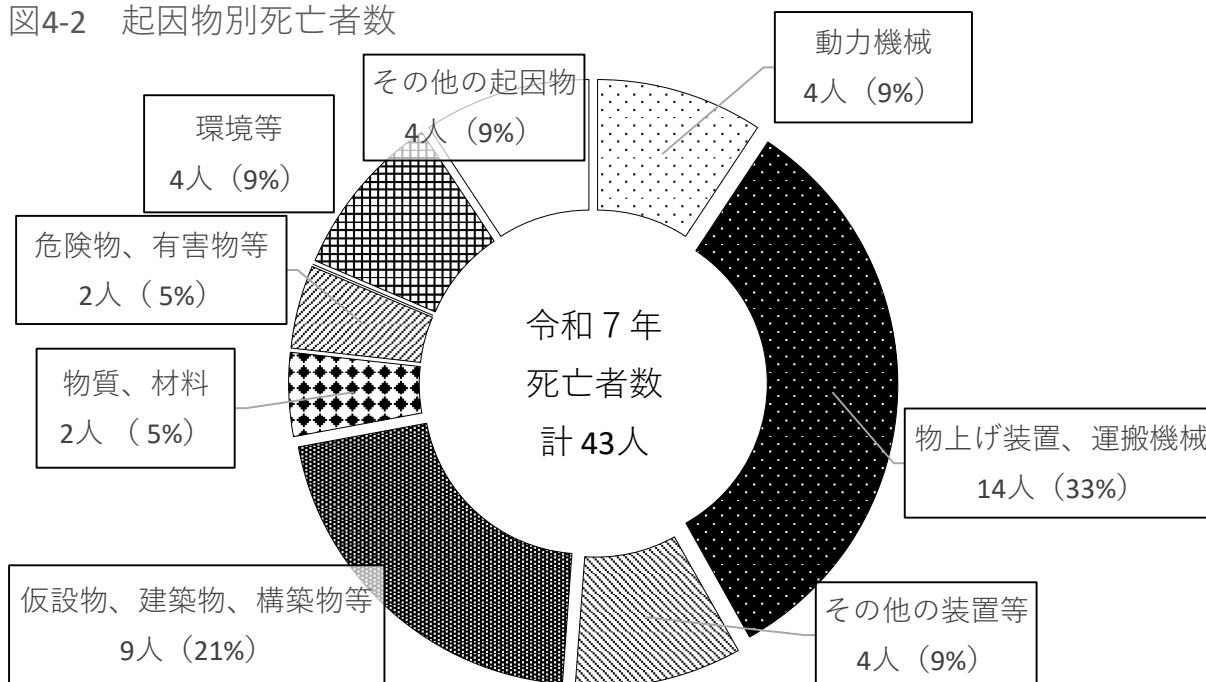
死傷者数7,921人を起因物別に分類すると、「仮設物、建築物、構築物等（建築物、足場、通路、階段等）」（2,423人）が最も多く、次いで「その他の装置等（溶接装置や電気設備、ロールボックスパレット、手工具等）」（1,486人）、「物上げ装置、運搬機械（クレーン、トラック、乗用車、フォークリフト等）」（1,180人）の順となりました。

図4-1 起因物別死傷者数



死亡者数43人を起因物別に分類すると、「物上げ装置・運搬装置」（14人）、「仮設物、建築物、構築物等」（9人）、「動力機械（木工機械、金属加工用機械、建設機械等）」、「その他の装置等」、「環境等」（4人）の順となりました。

図4-2 起因物別死亡者数



(2) 第14次防期間中（令和5年～令和7年）の累計

図4-3 製造業（死傷者数計3,060人、死亡者数計15人）

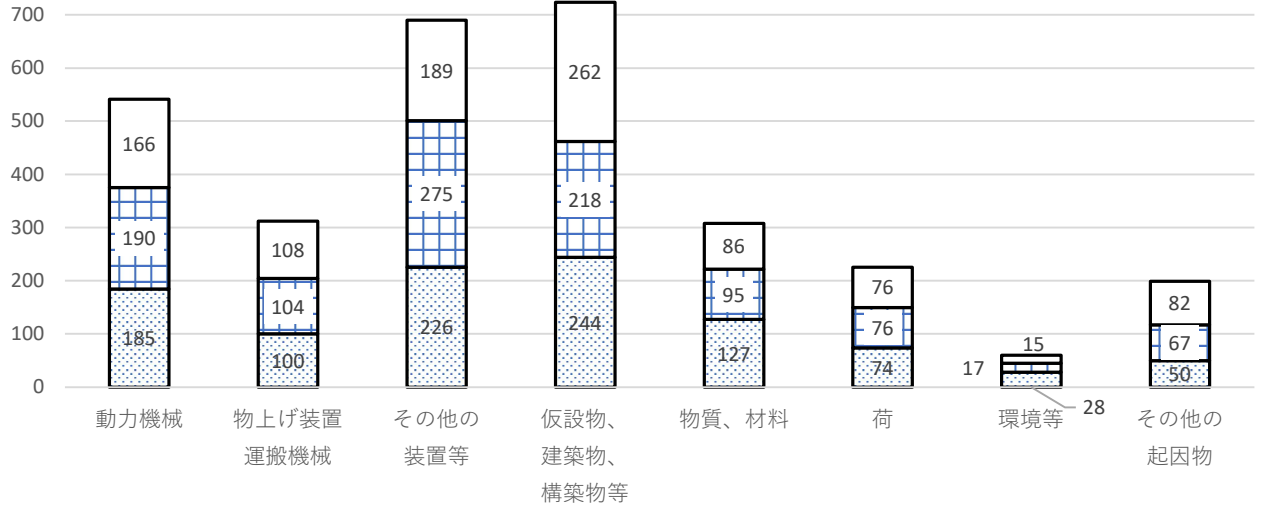


図4-4 食料品製造業（死傷者数計967人、死亡者数計1人）

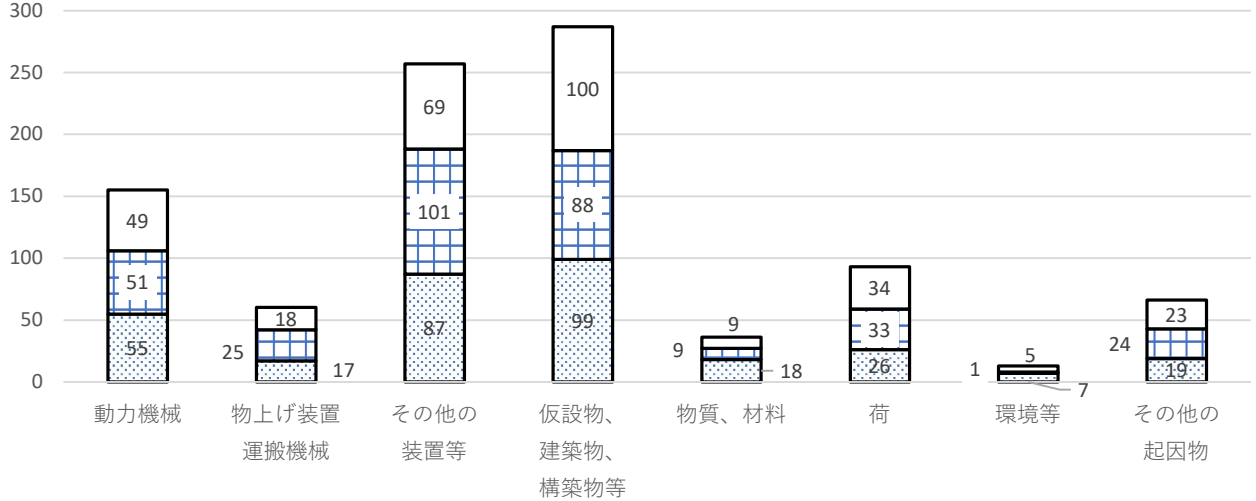


図4-5 建設業（死傷者数計2,182人、死亡者数計42人）

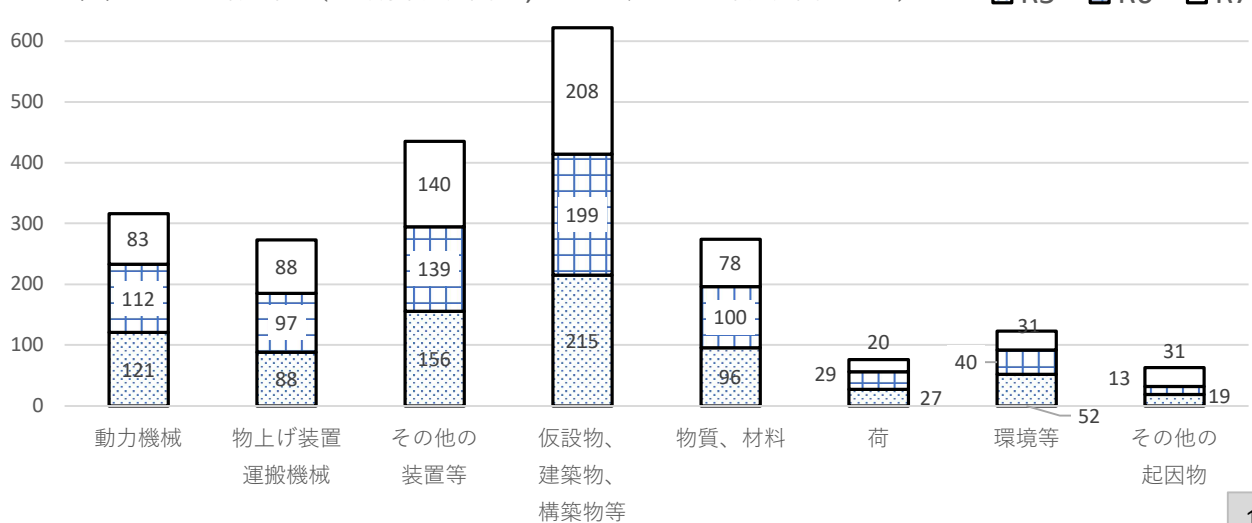


図4-6 陸上貨物運送業（死傷者数計 3,322人、死亡者数計20人）

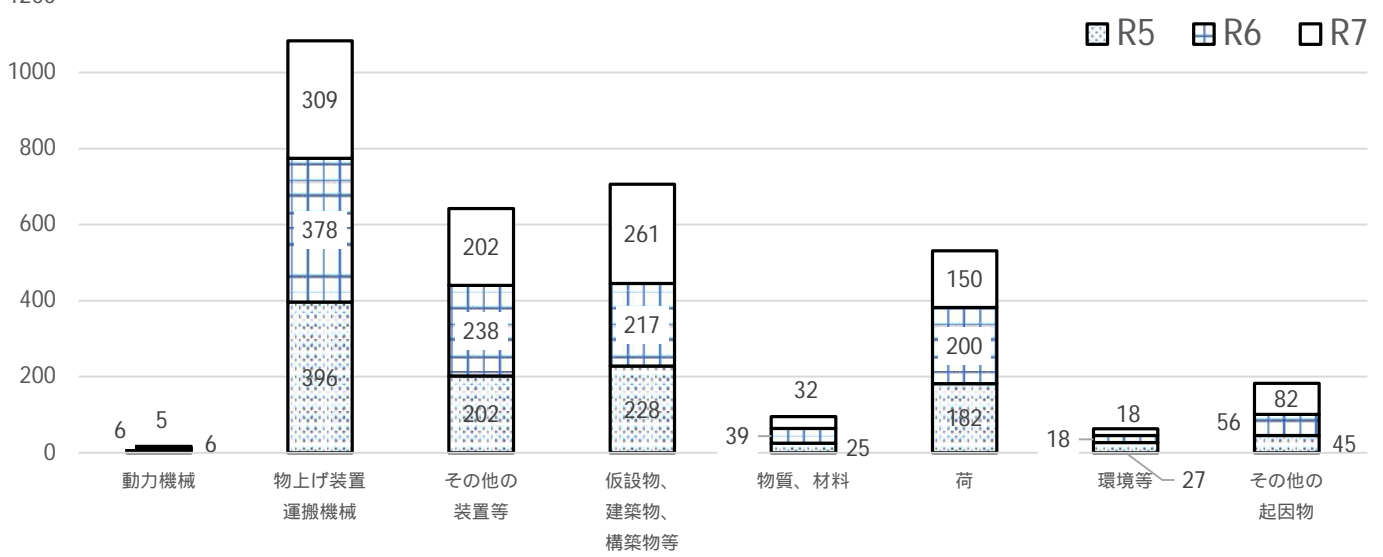


図4-7 小売業（死傷者数計 3,24人、死亡者数計4人）

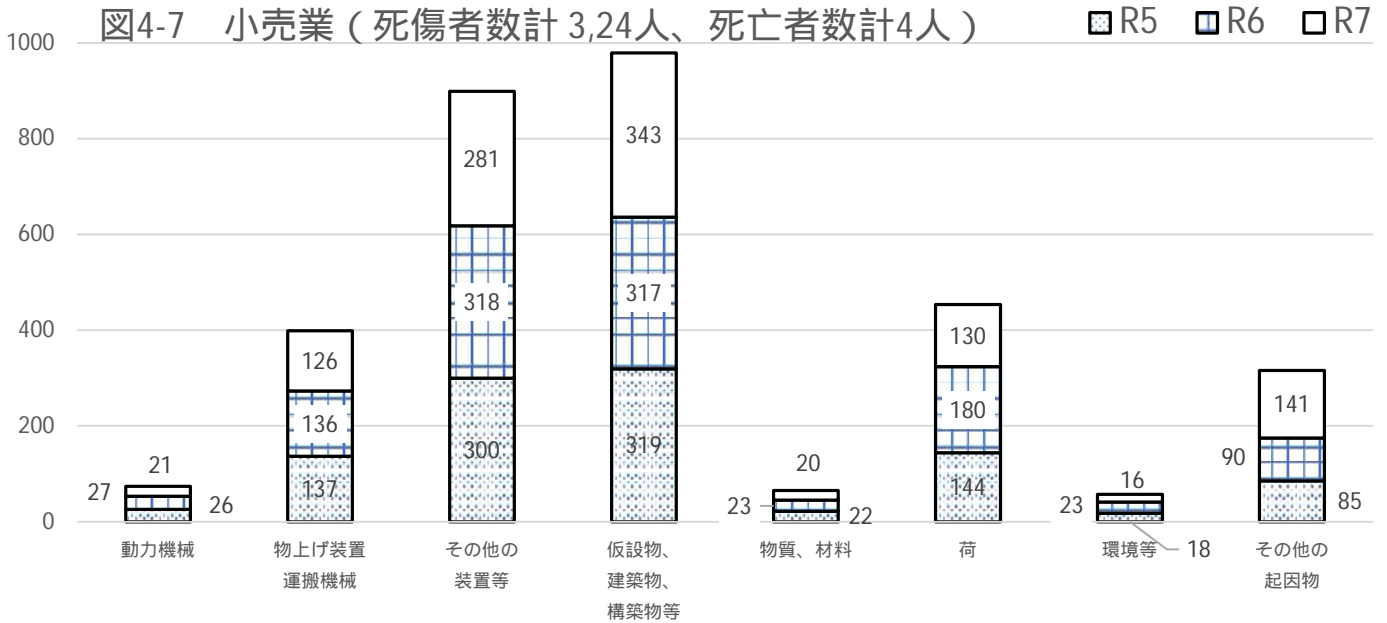


図4-8 社会福祉施設（死傷者数計 3,317人、死亡者数計1人）

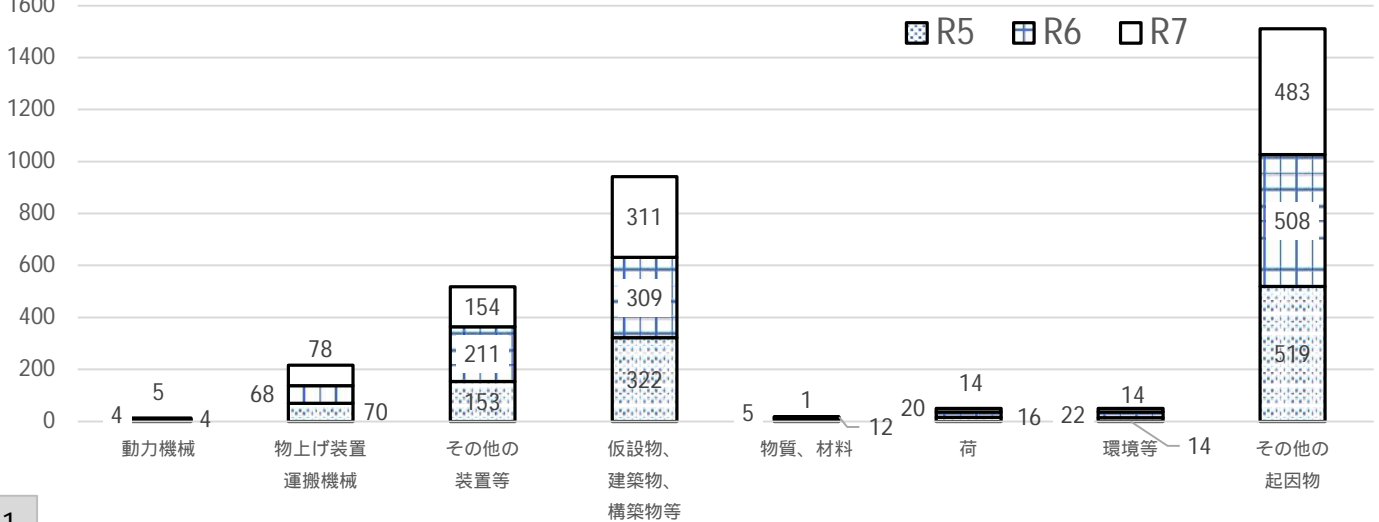


図4-9 飲食店（死傷者数計 1,403人、死亡者数1人）

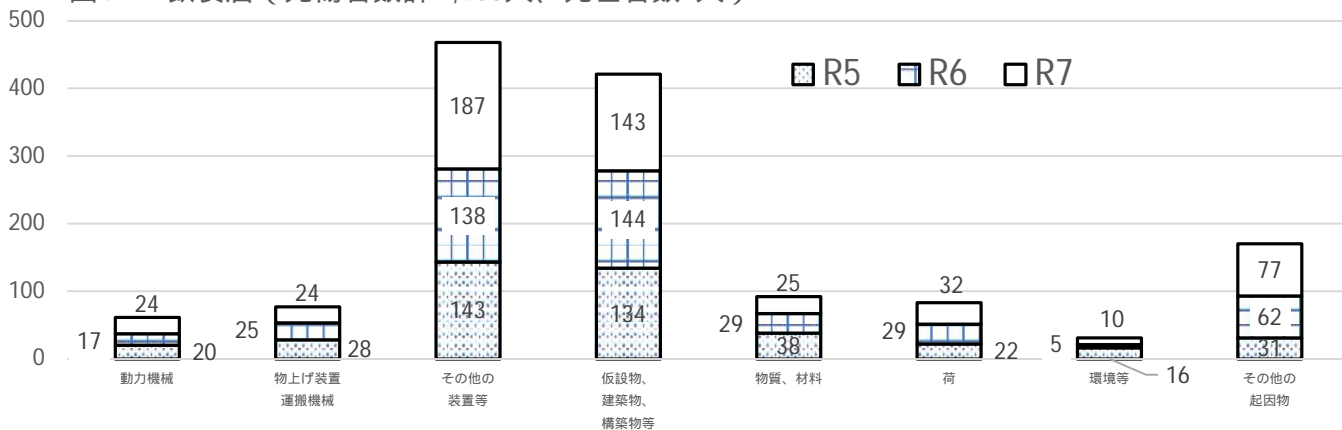


図4-10 ビルメンテナンス業（死傷者数計 845人、死亡者数計6人）

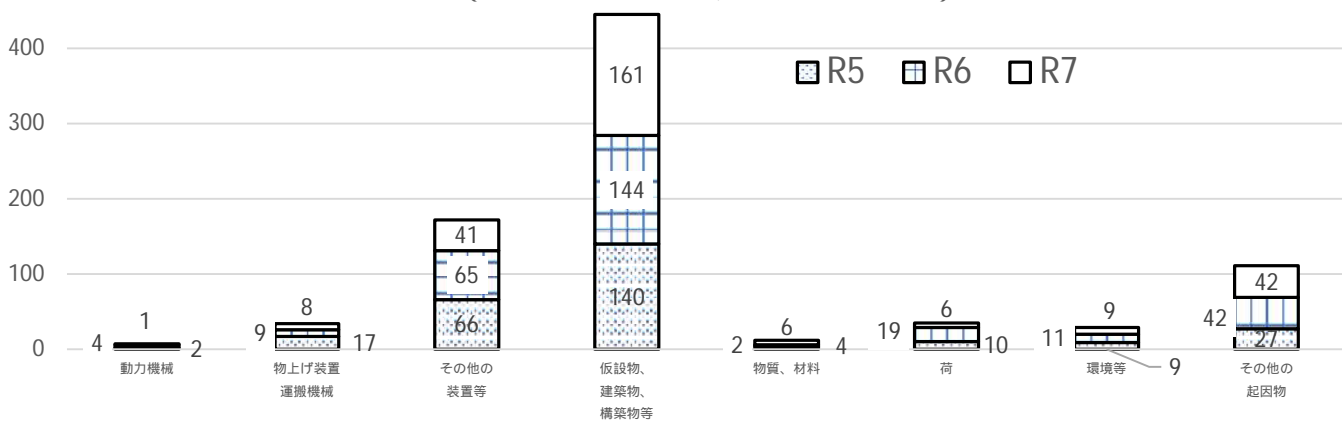


図4-11 産業廃棄物処理業（死傷者数計 351人、死亡者数計3人）

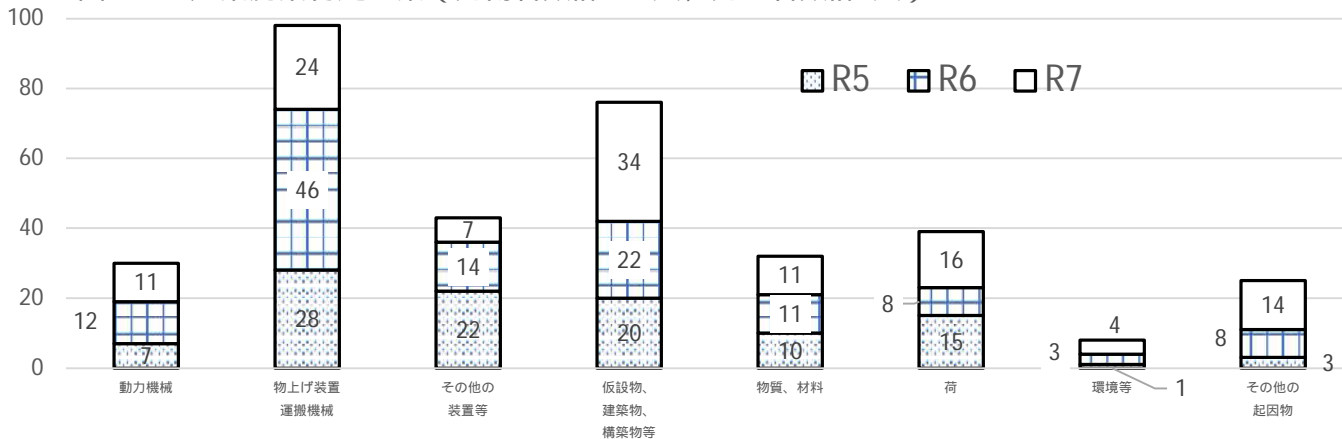
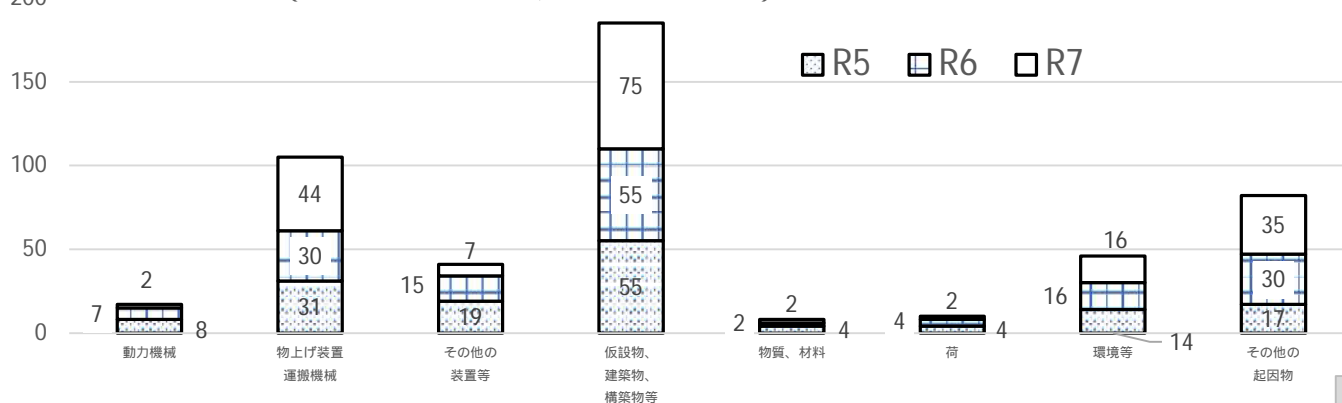


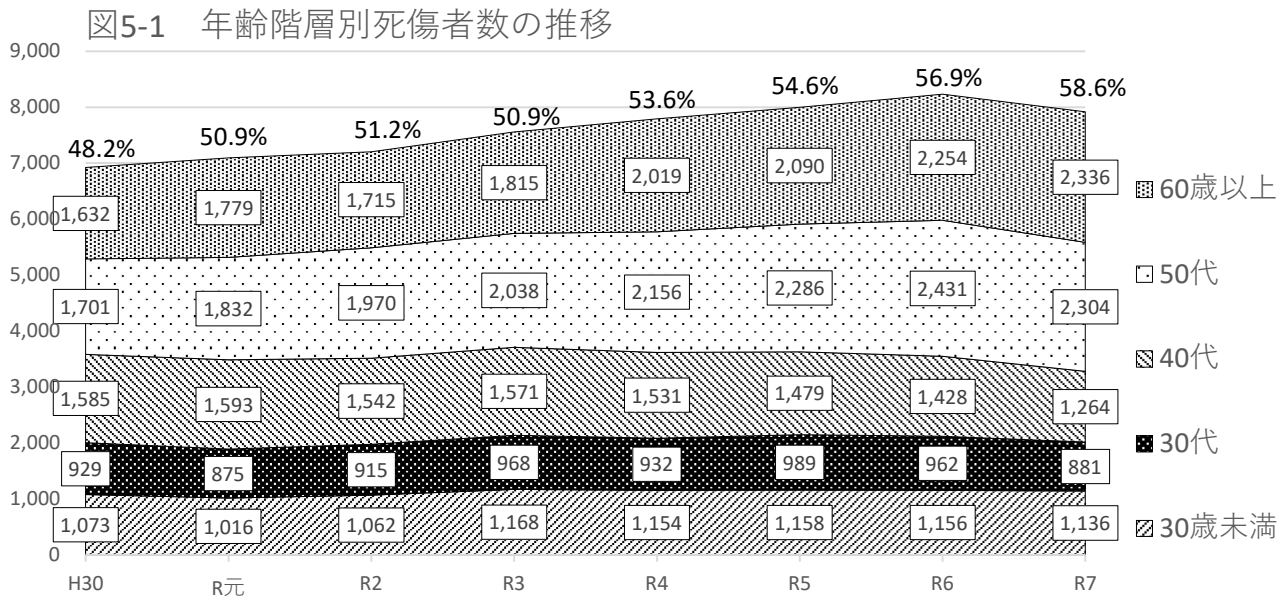
図4-12 警備業（死傷者数計 494人、死亡者数計3人）



5 年齢階層別災害発生状況

(1) 第13次防以降（平成30年～）の死傷者数の推移

令和7年について、死傷者数7,921人を年齢階層別に分類すると、50歳以上の死傷者の割合が全体の58.6%と半数以上を占める結果となりました。当該割合は増加傾向にあります（H30:48.2% ⇒ R7:58.6%）。

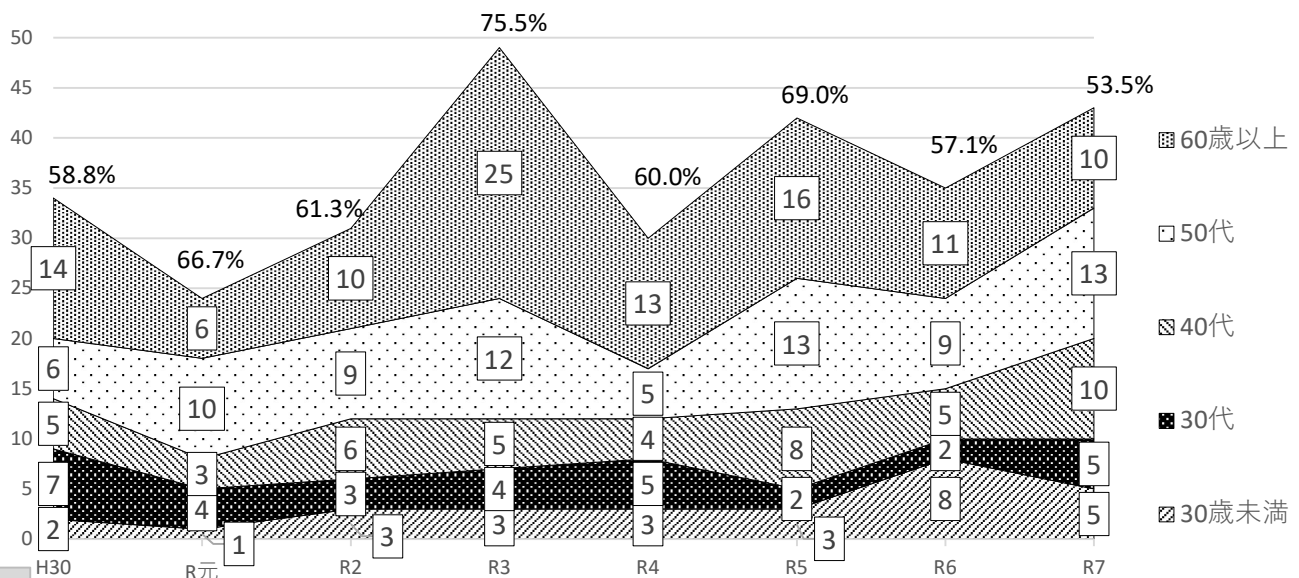


(2) 第13次防以降（平成30年～）の死亡者数の推移

近年の状況として、50歳未満の死亡者数が増加する傾向にあります。

特に、令和7年単年に着目すると、50歳未満の死亡者数について令和6年と比較して1.3倍と急増したため、50歳以上の死亡者数との差が縮まりました。

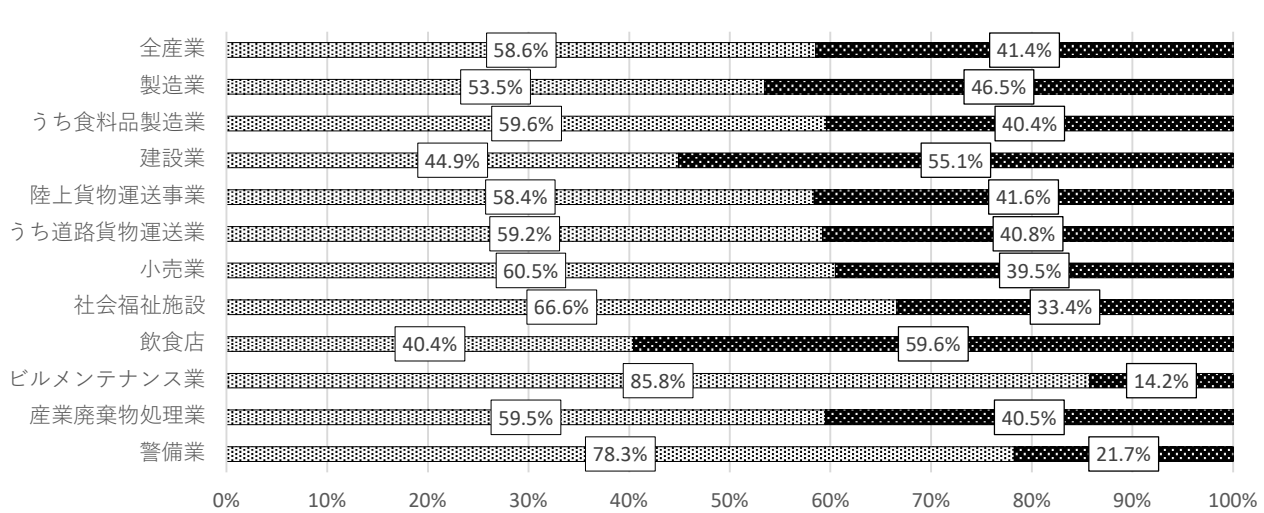
図5-2 年齢階層別死亡者数の推移



(3) 令和7年における50歳以上の死傷者数の割合（業種別）

50歳以上の死傷者数の割合を業種別にみると、ビルメンテナンス業が85.8%、警備業が78.3%と、全産業平均の58.6%と比べ、著しく高い割合となっています。

図5-3 業種別 50歳以上の死傷者数の割合

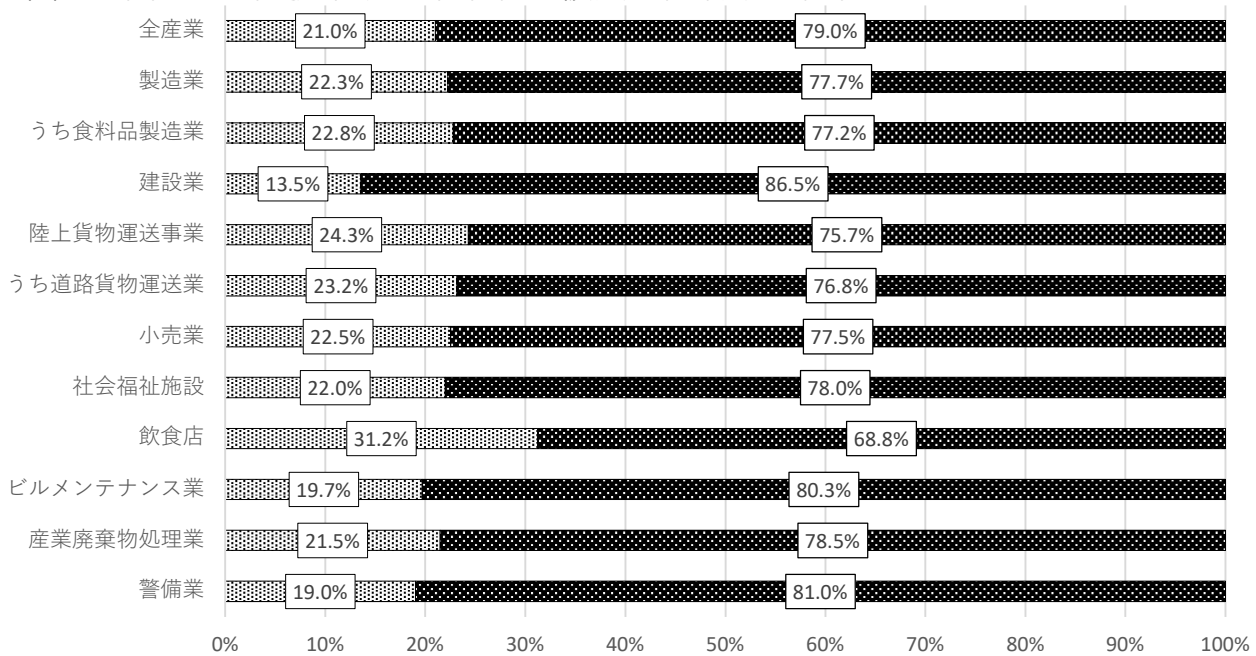


6 経験年数別災害発生状況

死傷者数7,921人のうち、経験年数1年未満で被災した死傷者は全体の21%を占めています。

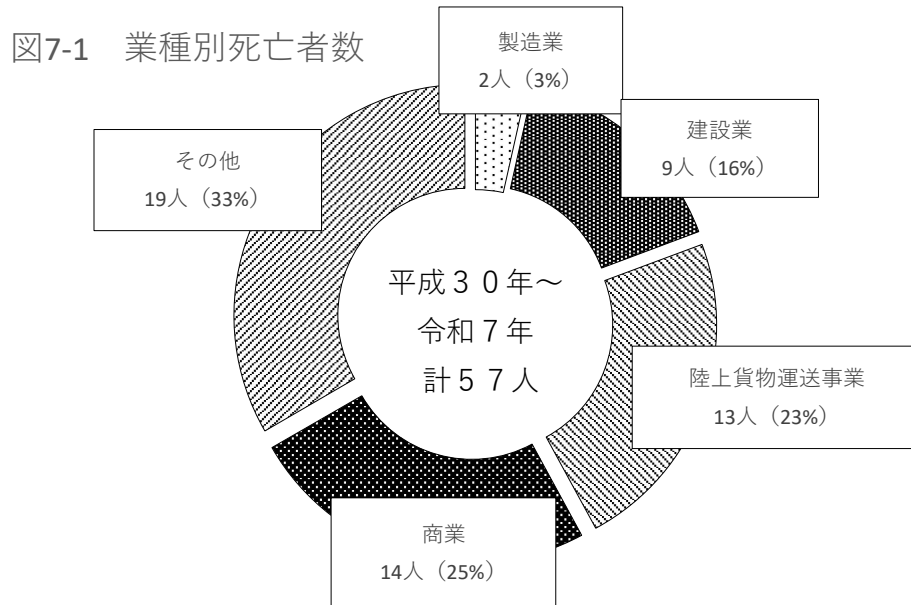
全死傷者のうち、5人に1人が業務に従事し始めて1年以内に被災した状況にあり、飲食店関係の業種に限ると、およそ3人に1人が同様の状況において被災しています。

図6 業種別 経験年数1年未満の被災労働者数の割合



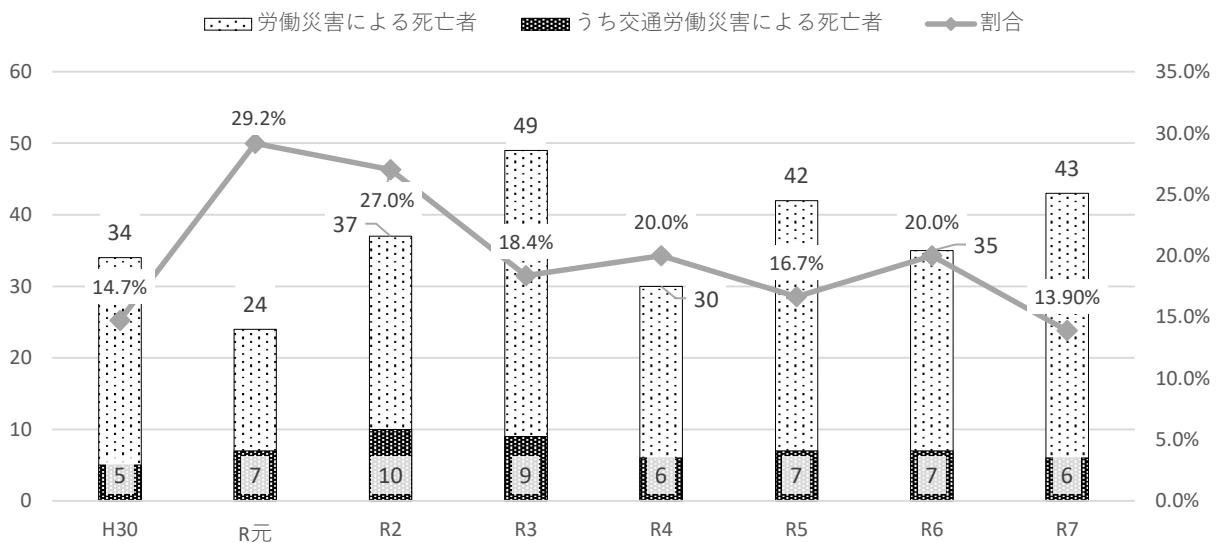
7 交通労働災害発生状況

第13次防初年（平成30年）以降の交通労働災害による死傷者数を主要業種別にみると、商業が14人と最も多く、次いで陸上貨物運送事業が13人、建設業が9人となっています。



交通労働災害による死亡者数は、平成21年以降、5人前後で推移していましたが、令和元年から令和3年にかけて急増しました。近年は比較的減少しているものの、依然として5人を上回り続けている状況にあります。

図7-2 交通労働災害による死亡者数の推移



8 業務上疾病発生状況

令和7年の休業4日以上業務上疾病人数は、新型コロナウイルス感染症のり患者数が落ち着いてきたことから1,070人と大幅に減少しました。業務上疾病の内訳は、新型コロナウイルス感染症のり患者を除くと、負傷に起因する疾病が605人と最も多く、577人の災害性腰痛を含んでいます。(図8-1・8-3、表8-1)

業務上疾病による死亡者数は6人で、脳・心臓疾患、熱中症などによるものでした。令和3年～令和7年の5年間では、業務上疾病による死亡者数29人のうち、病原体による疾病が8人で最も多く、脳・心臓疾患が7人、次いで熱中症の4人となっています。(図8-2・8-4)

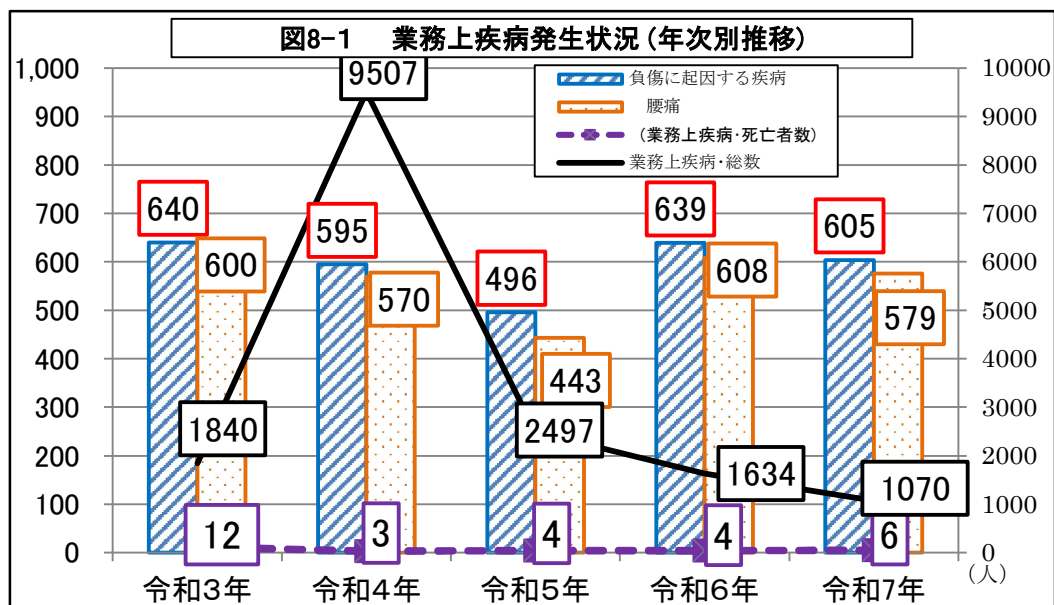
表8-1 業務上疾病発生状況 (令和3年～)

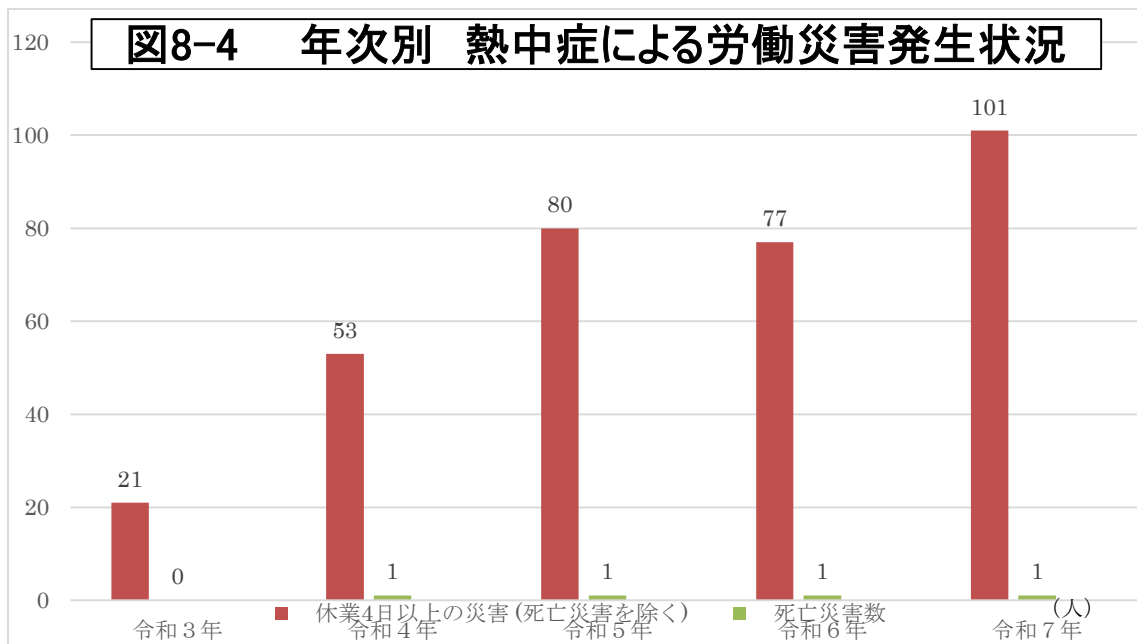
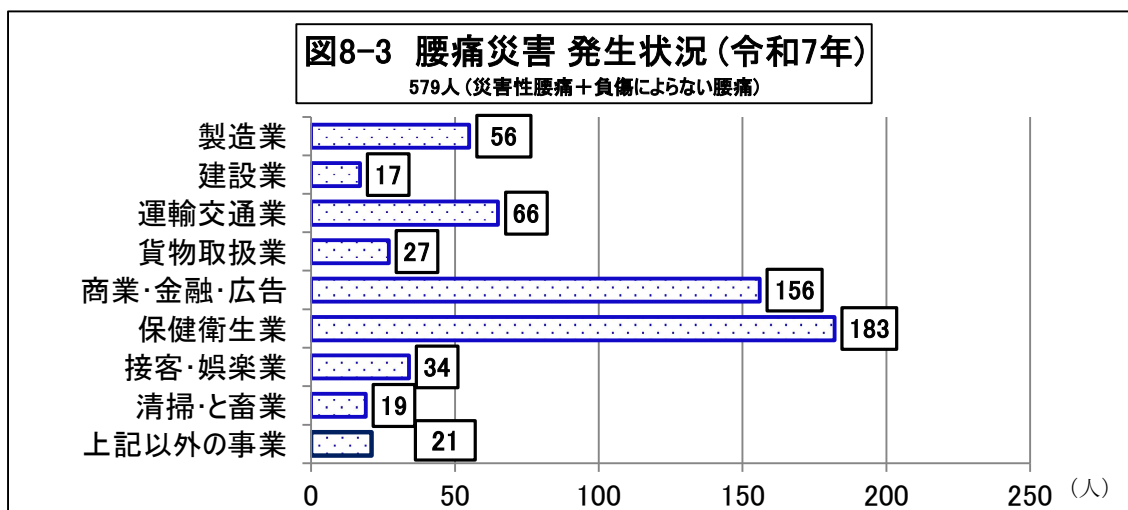
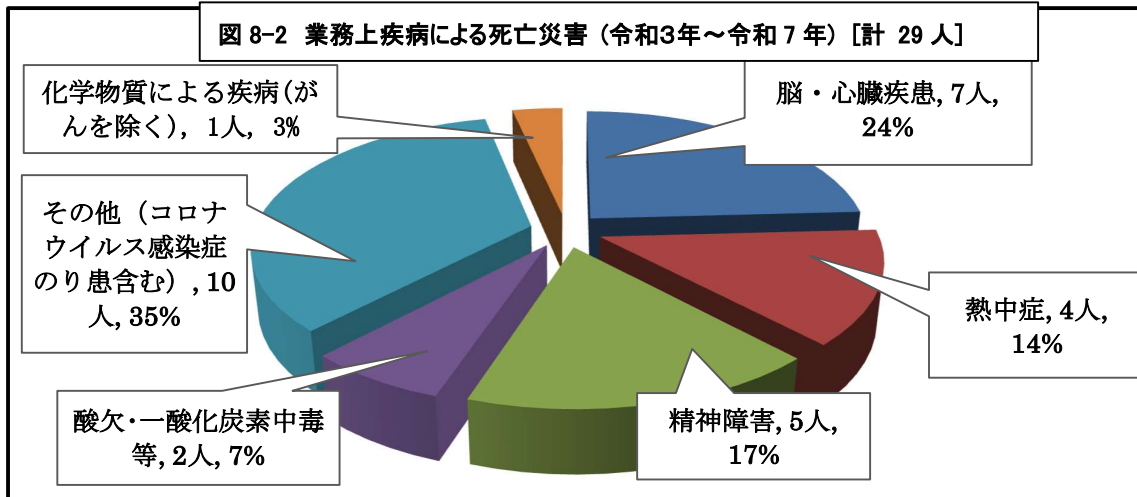
疾病分類	発生年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
負傷に起因する疾病(総数)		640	595	496(2)	639	605
うち災害性腰痛		600	570	441	608	577
物理的因子	有害光線による疾病	0	10	1	0	0
	電離放射線による疾病	0	0	0	0	0
	異常気圧下における疾病	0	0	0	0	0
	異常温度条件による疾病	24	57(1)	85(1)	86(1)	109(1)
	騒音による耳の疾病	0	0	0	1	1
	上記以外の原因による疾病	1	0	1	0	1
	作業態様	重激業務による運動器疾患と内臓脱	0	1	1	4
負傷によらない業務上の腰痛		0	0	2	0	2
振動障害		0	0	0	0	0
手指前腕の障害及び頸肩腕症候群		12	10	8	21	22
上記以外の原因による疾病		6	4	0	7	5
物質等	酸素欠乏症	(1)	0	0	1(1)	0
	化学物質による疾病(がんを除く)	14	20	25	21	12(1)
	じん肺及びじん肺合併症	3	2	3	5	4
	病原体による疾病	1,125(6)	8,792(1)	1,864	828	294(1)
がん原生物質等による疾病	0	0	0	0	0	
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	4(3)	4(1)	(1)	5(1)	3(1)	
強い心理的負担を伴う業務による精神障害	3(2)	4	5	11(1)	10(2)	
その他の業務に起因することの明らかな疾病	8	8	6	5	2	
合 計		1,840(12)	9,507(3)	2,497(4)	1,634(4)	1,070(6)

注1 労働者死傷病報告により休業4日以上業務上疾病の数を集計、()内は死亡数であり内数であるが、令和3年酸素欠乏症1人、強い心理的負担を伴う業務による精神障害1人、令和5年過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等1人、令和6年強い心理的負担を伴う業務による精神障害1人は外数である。令和7年強い心理的負担を伴う業務による精神障害1人は外数である。

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 新型コロナウイルス感染症のり患者数は、令和3年1,108人(6)、令和4年8,779(1)、令和5年1,836人、令和6年793人、令和7年は260人で、病原体の内数。

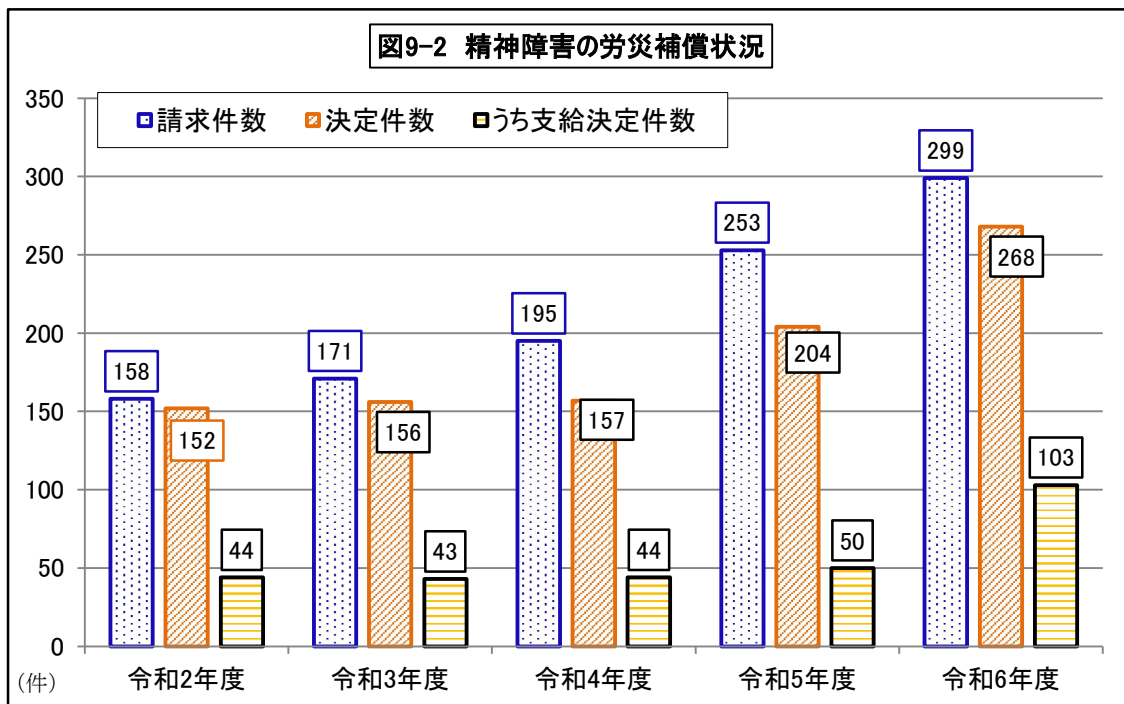
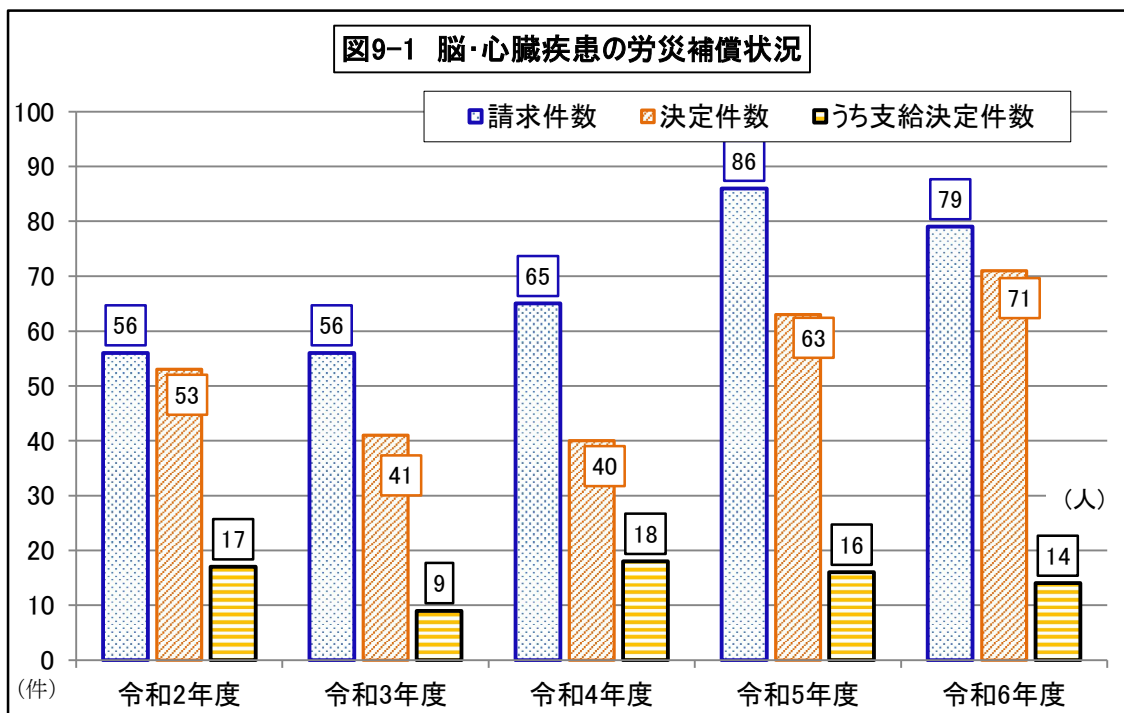




(図・表の統計数値—いずれも神奈川県 労働者死傷病報告から)

9 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

令和6年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は79件(前年度比-7件)、業務上としての労災支給決定件数は14件(前年度比-2件)、精神障害等の請求件数は299件(前年度比+46件)、業務上支給決定件数は103件(前年度比+53件)でした。(図9-1-9-2)



(神奈川県労働局 労災補償課調べ)

10 健康診断結果

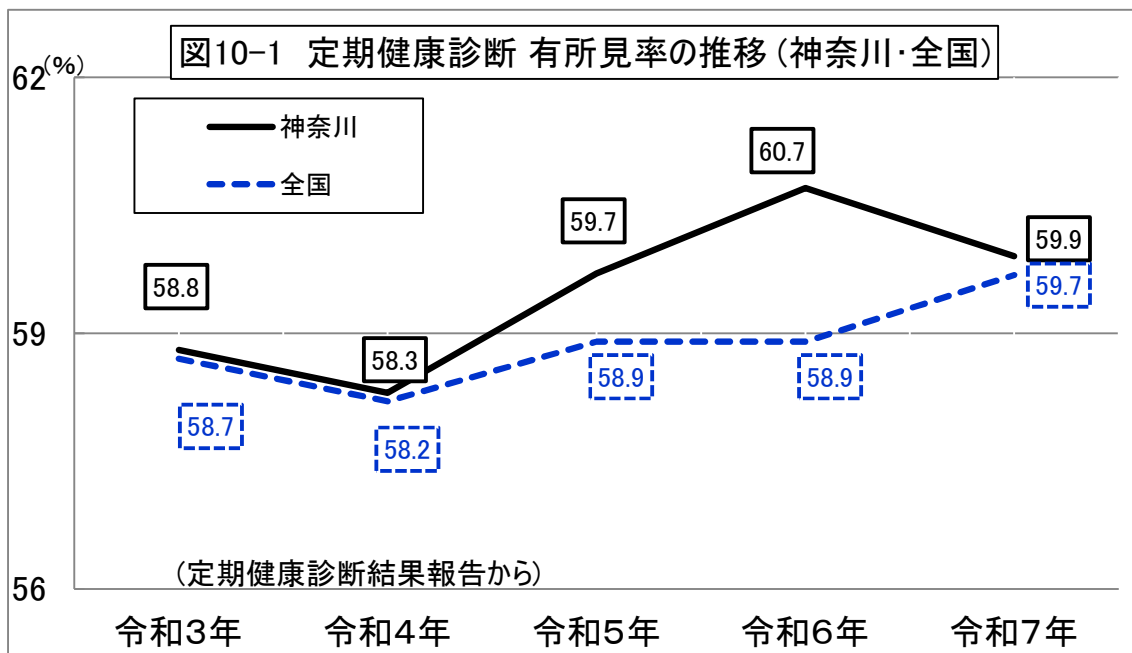
(1) 定期健康診断の実施状況

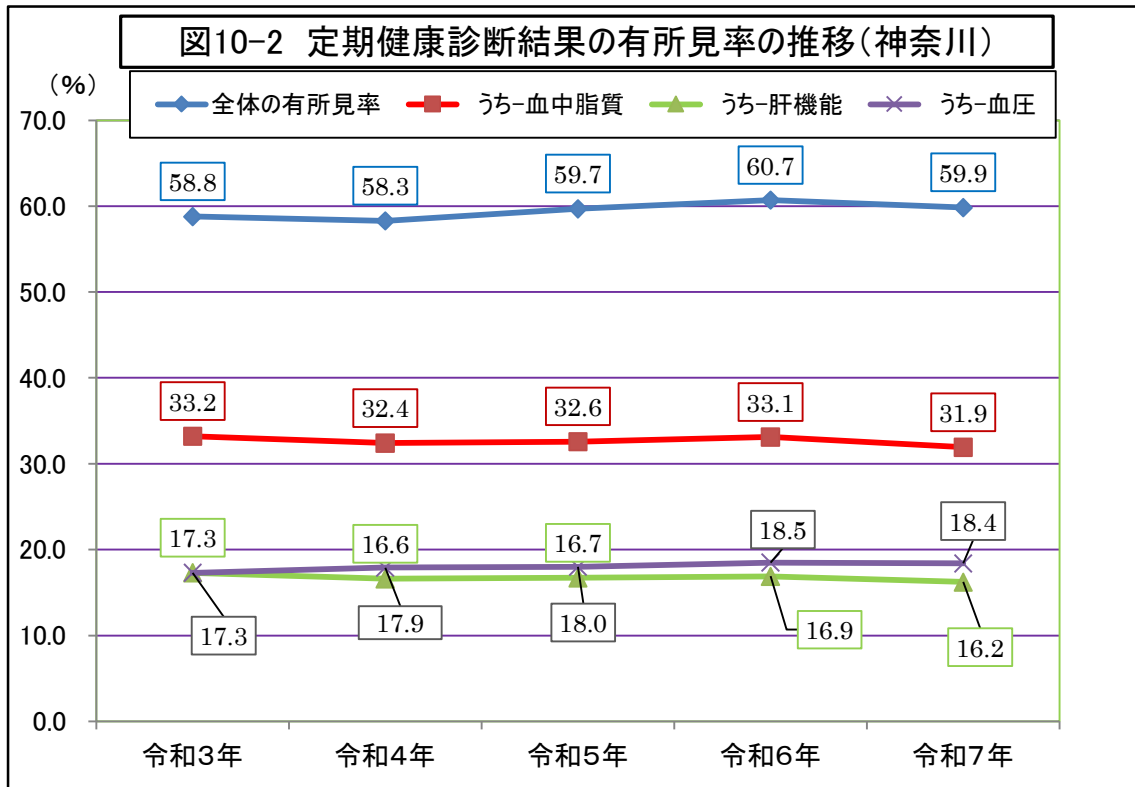
令和7年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は60.0%付近を推移し依然と高水準にある。(表 10-1、図 10-1・10-2)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 定期健康診断結果報告 から)

表 10-1 業種別定期健康診断実施状況 (令和7年)

業種	健診実施 事業場数	平均 受診率	有所見率 (全体)	有所見率 (血圧)	有所見率 (血中脂質)	有所見率 (血糖検査)
1号 製造業	1,268	88.0%	62.31%	19.12%	31.05%	12.96%
2号 鉱業	1	97.6%	79.79%	14.81%	47.19%	8.89%
3号 建設業	166	91.1%	66.17%	21.39%	37.01%	15.11%
4号 運輸交通業	652	94.6%	63.88%	24.55%	34.09%	16.36%
5号 貨物取扱業	228	81.2%	61.82%	19.74%	28.77%	13.996%
8号 商業	1,178	68.6%	62.52%	22.43%	33.27%	13.2%
13号 保健衛生	1,135	80.0%	55.92%	14.1%	27.93%	10.7%
1～5号 以外の業種	4,400	72.9%	59.47%	17.2%	31.96%	13.3%
合計	6,715	78.6%	59.85%	18.40%	31.92%	13.5%





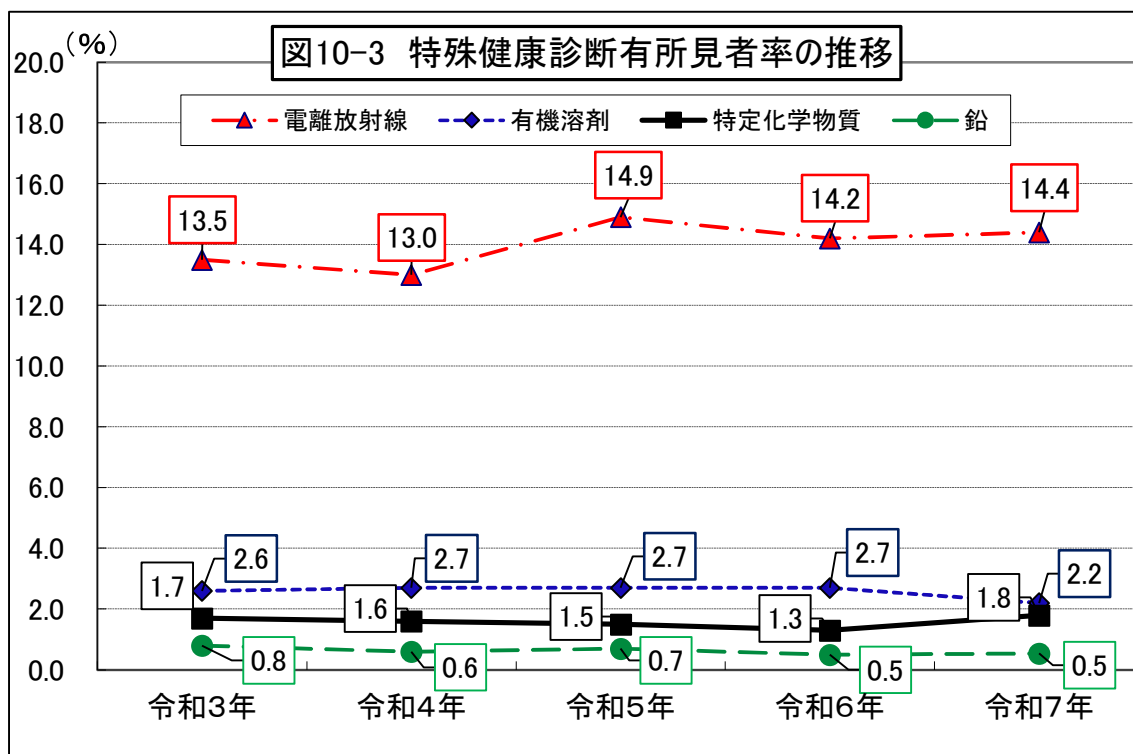
(2) 特殊健康診断の実施状況

特殊健康診断では、鉛、電離放射線、特定化学物質、石綿の有所見率は前年を下回りましたが、高気圧の有所見率は前年を上回る結果となりました。(表 10-2、図 10-3)

(統計数値は全て、神奈川県労働局 特殊健康診断結果報告 から)

表 10-2 特殊健康診断等実施状況 (令和 7 年)

業務別	健診実施事業場数	受診労働者数	平均受診率	有所見率
有機溶剤	2,767	45,017	82.0%	2.22%
鉛	285	3,886	77.2%	0.54%
電離放射線	878	21,433	77.1%	14.4%
特定化学物質	2,422	81,791	86.3%	1.08%
高気圧	26	269	71.5%	8.5%
石綿	135	3,038	83.5%	0.82%
指導勧奨によるもの	1,051	88,129	78.9%	11.12%



(3) じん肺健康管理実施状況

令和7年のじん肺健康診断の受診労働者数は前年より1,863人減少し、新規有所見となった労働者の割合(0.01%)は全国平均(0.02%)を下回っています。(表10-3)

表10-3 じん肺健康管理実施状況

対象年	じん肺健診実施事業場数	じん肺健診実施者数	新規有所見労働者数	新規有所見となった労働者の割合(*)	
				神奈川	全国
令和3年	973	12,735	3	0.01%	0.02%
令和4年	1,032	12,431	0	0.00%	0.05%
令和5年	1,019	12,352	11	0.04%	0.02%
令和6年	1,041	14,228	10	0.04%	0.04%
令和7年	1,022	12,365	2	0.01%	0.02%

(じん肺健康管理実施状況報告から)

※【新規有所見となった労働者の割合】=【新規有所見労働者数】/【じん肺健診実施者数】

(4) ストレスチェック制度の実施状況

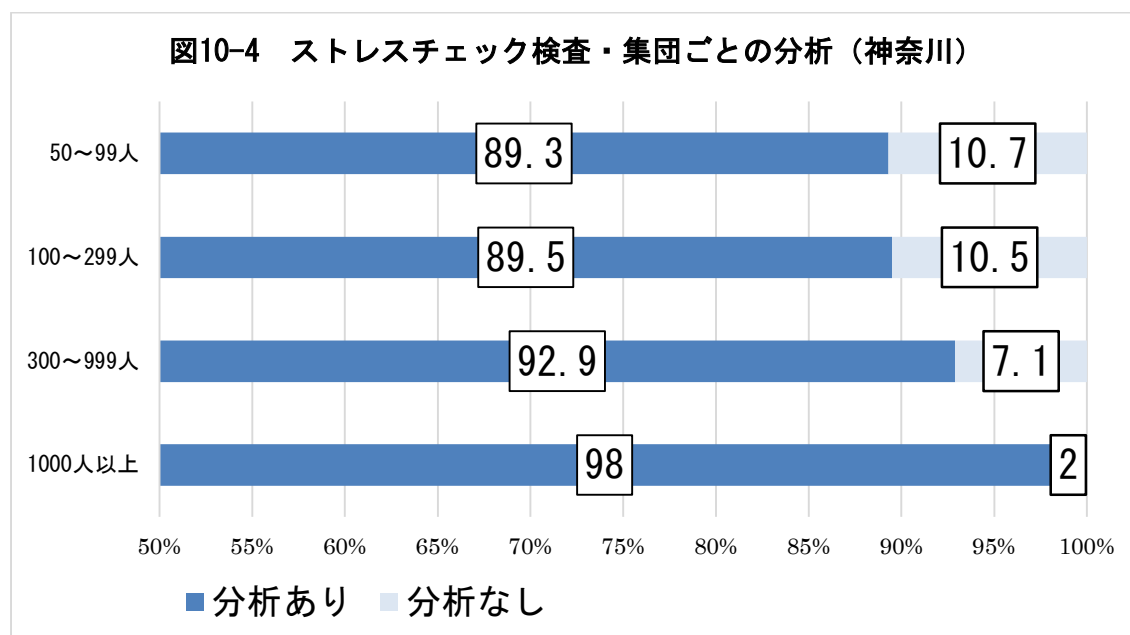
令和7年に実施されたストレスチェック制度に関し、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち79.33%（全国：79.92%）、医師による面接指導を受けたのは全体の0.44%（全国：0.49%）という状況になっています。（表10-4、図10-4）

表10-4 「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）」実施状況（令和7年）
神奈川県

検査実施 事業場数	検査を受けた 労働者数	検査 実施率	面接指導を 受けた 労働者数	面接指導 実施率	集団ごとの分析の実施	
					分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
6,527	822,945	79.33%	3,641	0.44%	5,881	644

全国

検査実施 事業場数	検査を受けた 労働者数	検査 実施率	面接指導を 受けた 労働者数	面接指導 実施率	集団ごとの分析の実施	
					分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
123,152	17,975,985	79.92%	70,493	0.49%	109,023	14,129



（表10-4、図10-4ともに、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から）

11 死亡災害の概要

令和7年 死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～19人 35歳～39歳	その他の一般動力 機械 墜落、転落	客先の工場において、運搬する機械の解体作業を行うため、被災者が機械の上に乗し、レバーブロックを用いて、機械の上部と下部を分離させる操作をしていたところ、バランスを崩し切り離れた機械とともに、約5メートルの高さから墜落したものの。
2	1月 8時頃	医療保健業 300人～ 55歳～59歳	その他の一般動力 機械 はさまれ・ 巻き込まれ	被災者が洗浄室において、洗浄機で使用した器具を洗浄していたところ、槽に設けられたリフター（モーターとローラーチェーンによって昇降する）の枠と装置を構成する枠（アングル材）との間に挟まれたもの。
3	2月 9時頃	建築工事業 ～9人 40歳～44歳	コンベア はさまれ・ 巻き込まれ	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事に従事する被災者が、コンベヤーカバーの荷卸し作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
4	3月 16時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 100人～299人 30歳～34歳	トラック 交通事故(道路)	集配中、トラックの前方を下り方向に向けて路上に駐車させ、エンジンを切り、輪止めを設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
5	3月 不明	輸送用機械等製造業 300人～ 45歳～49歳	その他の起因物 その他	工場内の食堂で昼食を摂った者ほか工場関係者に体調不良者が発生し、後日、保健所の調査により食中毒と判明した。 被災者は昼食をとった翌々日から2日間、体調不良により欠勤、休日明けの出勤日に連絡なく欠勤したことから関係者が自宅を訪問、倒れている状態で発見されたもの。
6	3月 14時頃	建築工事業 10～19人 35歳～39歳	建築物・構築物 崩壊・倒壊	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
7	3月 19時頃	輸送用機械等製造業 10～19人 40歳～44歳	階段・棧橋 墜落・転落	プレハブ2階建事務所の外階段の下に、被災者が仰向けで倒れていたのを、同僚労働者が発見。救急車を要請したが、搬送先の病院にて死亡が確認されたもの。司法解剖の結果、直接死因が頸髄損傷、肺挫傷であったことから墜落・転落による災害と判断された。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
8	3月 15時頃	土木工事業 ～9人 35歳～39歳	不整地運搬車 墜落・転落	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差(高さ約1メートル)を落下し死亡したものの。
9	4月 7時頃	通信業 100人～199人 50歳～54歳	起因物なし その他	業務の精神的負荷により死亡した。
10	4月 16時頃	食料品製造業 300人～ 25歳～29歳	成型機・圧縮機 はさまれ・巻き込まれ	菓子製造ラインにおいて、原料を充てんした後、原料を固める機械がエラーで停止し、被災者はその調整の作業を行っていた。何らかの原因で動き出し、機械のフレームと機械の壁との間に頭部が挟まれ死亡したものの。
11	4月 15時頃	ビルメンテナンス業 200～299人 70歳～75歳	なし 転倒	被災者含めた5人の労働者が刈払い機を使用して施設内の植え込みの草刈り作業を行った。その終了後に被災者が刈払い機による飛び石等を防止するためのベニヤ板を片付ける際に、ベニヤ板を持って歩行中に歩道に転倒した。病院に搬送され療養していたが、数日後、くも膜下出血等により死亡したものの。
12	4月 12時頃	建築工事業 1～9人 45歳～49歳	有害物 有害物等との接触	被災者は集合住宅居室の現状復帰工事で浴室(ユニットバス)の内装工事に従事していた。終業時刻を過ぎても帰宅しなかったため、捜索したところ当該現場で意識が無い状態で発見され医療機関に搬送されるも死亡が確認されたものの。
13	4月 4時頃	小売業 20～29人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、丁字路を右折しようとしたところ、直進してきたトラックと衝突したものの。
14	4月 10時頃	旅館業 50～99人 50歳～54歳	起因物なし その他	業務の精神的負荷により死亡した。
15	4月 10時頃	建築工事業 1～9人 50歳～54歳	可燃性のガス 爆発	被災者が、1階床スラブのガス溶断作業中(アセチレンガス+酸素のボンベを使用)、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
16	5月 9時頃	窯業土石製品製造業 30人～49人 60歳～64歳	地山・岩石 崩壊・倒壊	セメント製造工場の土砂倉庫内において、被災者はホイールローダーを使用して、10トンドンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていた。被災者がホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認するため、ホイールローダーを降りて土砂の付近にまで立ち入ったところ、土砂が崩壊、被災労働者が埋もれて窒息死したものの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
17	5月 15時頃	土木工事業 1人～9人 30歳～34歳	玉掛け用具 飛来・落下	温泉掘削工事現場において、やぐらの解体作業中に足場に立てかけてあった鉄板が倒れてきて、下敷きとなって死亡したものの。
18	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 70歳～74歳	トラック 墜落・転落	ゴルフ場場内の枯れ木の伐採作業を終え、傾斜のある場所で解体用つかみ機をトラックの荷台に積込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪横転、解体用つかみ機の運転席にいた被災者が、トラックの荷台から解体用つかみ機ごと転落、木と解体用つかみ機の間に挟まれ死亡したものの。
19	5月 16時頃	土木工事業 1人～9人 75歳～79歳	トラック はさまれ・巻き込まれ	ゴルフ場の枯木伐採を後え、傾斜のある場所で使用した解体用つかみ機をトラックの荷台に積み込んだところ、トラックが逸走をはじめ、脱輪横転した。その際、トラックを止めるため運転席に乗り込もうとした被災者が横転したトラックと地面にはさまれ死亡したものの。
20	5月 0時頃	その他の廃棄物 処理業業 1人～9人 55歳～59歳	その他の金属加工 用機械 はさまれ・巻き込まれ	ごみ焼却後に残った金属を回収して圧縮成型する装置で、金属を流し入れる部分にある鉄製のゲートが半開のまま動かなくなった。非常停止ボタンを押したまま、被災者含む2名で復旧作業を行っていたところ、ゲートが降下し被災者がはさまれ死亡したものの。
21	6月 2時頃	小売業 10人～19人 65歳～69歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者がオートバイで配達作業中、四差路を直進していたところ、右方向からきたバイクと衝突し転倒した際に後頭部を地面に強打し死亡したものの。
22	6月 9時頃	農業 1人～9人 55歳～59歳	立木等 墜落・転落	枯木伐採作業において、吊るし切り作業を行っていた被災者が、枯木の高さ約6mの箇所、枯木の先端約1.5mの箇所を切断していたところ、伐採した部分とワークポジショニング用器具を取り付けていた幹の部分が接触し、衝撃で幹が折れて墜落した。さらに、墜落した被災者にワークポジショニング用器具を取り付けていた幹の部分が落下した。病院に搬送されたが、内臓損傷により死亡したものの。
23	6月 10時頃	その他の接客娯楽業 50人～99人 55歳～59歳	その他の一般動力機械 墜落・転落	被災者はゴルフコースの整備のため、芝刈り用トラクターに乗車し、グリーン付近において芝刈りを行っていたところ、何らかの原因により、トラクターごと斜面から約5m転落した。通りかかった同僚が、法面中腹部(転落位置から約10m離れた位置)で倒れていた被災者を発見、心肺停止により死亡したものの。
24	6月 22時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 45歳～49歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故(道路)	被災者はトラック運転手、配送先の店舗に荷を納品するために、路上に駐車しトラック後方から荷室の扉を開けようとしたところ、後方から進行してきた車輦に追突され死亡したものの。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
25	7月 15時頃	土木工事業 10人～19人 25歳～29歳	軌道装置 激突	導水路シールド坑内にて、元方事業者の労働者である被災者が坑内測量を行うため軌道上を走行するバッテリーカートに搭乗して坑口から切羽方向に移動中、退避所付近で、切羽から坑口方向に走行してきた二次下請の労働者が運転する資材運搬車と軌道上で正面衝突し、当該資材運搬車の下敷きとなり死亡したものの。
26	7月 13時頃	建築工事業 1人～9人 25歳～29歳	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落・転落	工場の明り取り用屋根材の交換工事を複数の作業員で行っていたところ、被災者が交換前の明り取り用の屋根材を踏み抜き、高さ約17mから工場内のコンクリート床に墜落し死亡したものの。
27	7月 10時頃	その他の事業 1人～9人 50歳～54歳	電力設備 感電	鉄道の車両基地内で、非常用発電機の点検作業中、被災者がケーブルの絶縁抵抗測定を行った際、測定値の異常が認められたため、原因を確認するべく6,600Vの電圧がかかった状態の変圧器が格納された連絡盤を開き、何らかの作業を行っていたところ、感電により死亡したものの。
28	7月 11時頃	ビルメンテナンス業 100人～199人 50歳～54歳	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落・転落	6階建てマンションの屋上で、建物の点検・写真撮影を行っていた被災者が、地上部分で血を流して倒れているところを同僚労働者に発見されたもの。被災者が作業を行っていた屋上の端部には、手すり等の墜落防止用の設備が設けられていなかった。
29	7月 14時頃	その他の建設業 1人～9人 55歳～59歳	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	被災者は同僚と共に午前8時頃から農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開。午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行き休憩するよう促した。10分程度経っても戻って来なかったため、同僚が見に行ったところ、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、74日後に死亡した。
30	7月 13時頃	土木工事業 30人～49人 45歳～49歳	トラック 激突され	傾斜地(8～10度)において、被災者が最大積載荷重3トンのセーフティローダー車の荷台にショベルカーを積込む作業中、荷台を定位位置に戻そうと被災者が後輪付近で荷台のスイッチ操作をしたところ、ローダー車の前輪が浮き、輪留めを乗り越えて逸走した。被災者は当該車を止めようとハンドルに手をかけたところ、当該車と壁に挟まれ、その衝撃で振り落とされ、後輪に轢かれ死亡したものの。
31	7月 23時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 40歳～44歳	トラック 交通事故(道路)	圏央道外回り愛川～相模原間で渋滞が発生しており、新聞配送のため2tトラックに乗車し運行していた被災者が最後尾に停車中、後ろから大型車両に追突され、救急搬送されたが死亡が確認された。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
32	8月 17時頃	農業 1人～9人 65歳～69歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者がマンション敷地の植栽の手入れの作業を行うため、背中に除草剤散布用の設備を背負って、コンクリート造外階段の擁壁の上(高さ4.42m)を歩行していたところ、当該擁壁上から階段の踊り場に墜落したものの。
33	8月 11時頃	港湾荷役業 1人～9人 55歳～59歳	移動式クレーン おぼれ	被災者は、浮クレーン船の甲板作業員として、浮クレーン船を横浜港から川崎市内の企業の岸壁へ曳航中、船内で休憩を取っていたところ、被災者の姿が見えなくなったため海上保安庁に連絡し、捜索を開始した。その後、大黒ふ頭沖で浮いている被災者が発見された。
34	8月 15時頃	その他の事業 50人～99人 ～19歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者は首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川インターチェンジAランプ付近の高架道路で照明の基礎部点検作業を行っていたところ、Aランプ合流部分にある開口部(高さ約2.0m)から転落し、死亡したものの。なお、転落したAランプ合流部分には高さ約87cmの擁壁が設置されていた。
35	8月 0時頃	その他の事業 300人～ 55歳～59歳	起因物なし その他	被災者は、出張先の業務を終えて宿泊ホテルへ戻ったが、同僚が室内で倒れている被災者を発見、病院へ救急搬送後死亡したものの。
36	9月 12時頃	農業 1人～9人 45歳～49歳	立木等 墜落・転落	被災者は高さ約4メートルの擁壁上にある、枯木の伐採作業を行っていた。 高さ約10メートルの枯木に梯子を立てかけロープで固定。その梯子上に被災者が昇り、安全帯を着用して伐採作業(吊るし切り)をしていた。チェーンソーで約5メートル近傍の箇所を伐採したところ、倒れる時の振動、反動等で梯子を立てかけていた側の枯木もそのまま倒れた。被災者は、安全帯が抜け落ち、擁壁下に墜落したものの。
37	9月 10時頃	港湾荷役業 10人～29人 ～19歳	フォークリフト 激突され	被災者は、港湾荷役業におけるフォークリフト作業の手元作業員であった。 出庫作業のために、同僚が運転する16tフォークリフトに同乗して作業場へ移動中、何等かの理由で降車したところフォークリフトの左後輪に轢かれたもの。
38	9月 14時頃	その他の建築工事業 1人～9人 45歳～49歳	開口部 墜落・転落	地上3階建て倉庫の解体工事現場において、2階フロアの什器類の片付け中に、本工事で廃材搬出用に2階床面に設けられた開口部(約1.2m×約1.5m)から、高さ約6.4m下方の1階の床面上に墜落したものの。開口部には墜落及び飛来落下の危険防止のため、残置物のロッカー2台を置いて覆いとしていたが、被災者本人がそのうち1台を移動させていた。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
39	11月 0時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人 55歳～59歳	トラック 交通事故(道路)	配送のため、国道135号線の下り線を伊東市方面へ向かって走行中、センターラインを越えて進行方向右側に蛇行し、国道135号線沿いにある建造物の擁壁に正面から衝突、その衝撃による脳挫傷により死亡したものの。
40	11月 14時頃	農業 1人～9人 65歳～69歳	はしご等 墜落・転落	個人宅の敷地において全高約3.6mの脚立に登り、ヘッジトリマー(電動バリカン)を手で高さ約4.5mの植木の剪定作業を行っていたところ、脚立から墜落し死亡したものの。
41	11月 9時頃	金属製品製造業 1人～9人 40歳～44歳	金属材料 崩壊・倒壊	被災者は建築構造用等の鋼管加工場兼保管場所において、切断機上の鋼材を移動させる作業を行っていた。作業場所は作業通路を挟み、外部より搬入された直後の鋼管(重量1.58tが6本、重量1.738tが6本)が仮置き(地面に2列に並べ、6段積み重ね)されていた。被災者の背後から仮置きしていた鋼材1列分が崩壊し、下敷きとなったもの。
42	11月 9時頃	建築工事業 1人～9人 75歳～79歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者は同僚と2名でアパート2階の一室をリフォームする工事に従事していたが、現場で組み立てる足場の部材が不足したために、同僚が置き場に部材を取りに行き、被災者が現場に一人残った後、工事をしていた部屋の窓の直下となる地上に意識がなく倒れている状態で通行人に発見された。被災者が倒れていた傍には、2階の窓に取り付けてあった手すりがあった。
43	12月 11時頃	ビルメンテナンス業 300人～ 70歳～74歳	建築物・構築物 墜落・転落	被災者はマンション管理人、マンション敷地に面する傾斜角度82度、高さ3.1mの擁壁法面の一面に生い茂った植物を除去するため、脚立をはしご状に開いて擁壁面に立てかけ、擁壁上端部まで登って除去作業を行っていたところ、擁壁上端部から地上まで墜落したものの。 擁壁上端部と隣地敷地との間には柵が設けられており、柵の外側と端部までの間隔(作業箇所幅)は23cmであった。

第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要

神奈川労働局（2026年（令和8年）6月速報）

計画期間 2023年度から2027年度まで

計画の全体目標

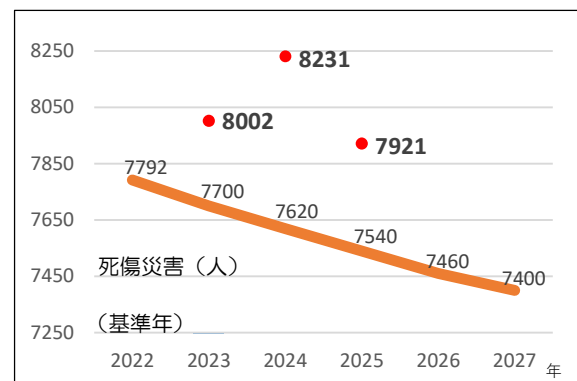
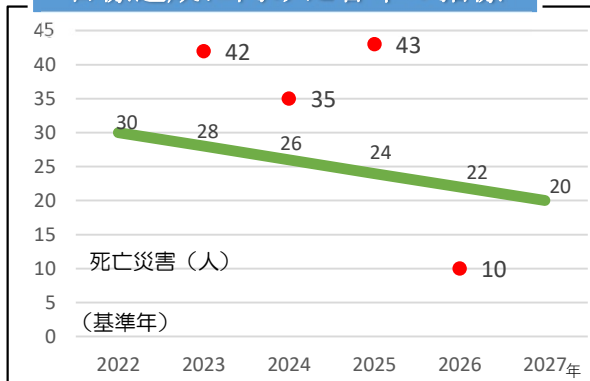
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20人以下とする。
- ・2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

【2022年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数7,792人】

【2027年（最終目標）：死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下】

目標達成に向けた各年の指標

※●は実績値（ただし2026年（令和8年）は5月末暫定値）

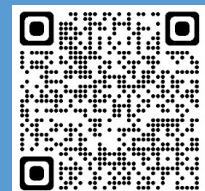


目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（2、3頁）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（4頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。
 - ・自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
 - ・労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
 - ・高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
 - ・多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
 - ・個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 - ・業種別の労働災害防止対策の推進
 - ・労働者の健康確保対策の推進
 - ・化学物質等による健康障害防止対策の推進

14次防取組み状況についてのアンケートにご協力をお願いいたします。



14次防アンケートアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou>



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	
安全衛生対策に取り組む事業場が社会的に評価される環境整備	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持増進のための活動に取り組む。 国や労働災害防止団体等が行う労働安全防止対策に係る支援及び労働安全衛生コンサルタントを活用し、自社の安全衛生活動を推進する。 「Safe Work KANAGAWA」のロゴなど用いて、事業場内外の安全意識の高揚を図る。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備に向け「安全衛生優良企業公表制度」「+safe協議会」「健康経営優良法人認定制度」などの活用を図る。 事業者の具体的な取組につながるよう、他の事業場の好事例について、業種や規模等に即した個別具体的な取組も含め積極的に周知する。 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行うほか、労働安全衛生コンサルタントの活用促進を図る。
2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 介護・看護作業において、ノーリフトケア（身体の負担軽減のための介護技術）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害は、極めて発生率が高く対策を講ずべきリスクがあることを認識し、その取組を進める。 非正規雇用労働者も含めた全ての労働者への雇入時等の安全衛生教育の実施を徹底する。 職場における腰痛予防対策指針を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 転倒災害防止に資する装備や設備等の普及を推進する。 ノーリフトケアや介護機器等の導入など腰痛予防対策の普及を推進する。 「STOP!転倒災害プロジェクト神奈川」「ころばNICEかながわ体操」を推進する。
3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進(抜粋)	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を複数実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等を進める。 健康診断情報の電磁的な保存・管理やデータ提供を通じ、保険者と連携した、労働者の疾病予防、健康づくりなどのコラボヘルスに取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 「エイジフレンドリーガイドライン」の周知啓発を行う。 転倒防止対策の取組を推進するための周知啓発、支援等を行う コラボヘルス推進のための費用支援制度の周知、活用促進を図る。
4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材等、外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。 多様な働き方に合わせて「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」に基づいた、労働者の安全と健康の確保に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者への安全衛生教育のための手法を提示するほか、危険の見える化のため開発されるピクトグラム安全表示を周知する。 「テレワークガイドライン」や「副業・兼業ガイドライン」を引き続き周知する。
5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を検討する。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」を通じて、個人事業者等に関する業務上の災害の実態の把握に関すること、個人事業者自らによる安全衛生確保措置に関すること、注文者等による保護措置のあり方等において、事業者が取り組むべき必要な対応について検討された結果に基づく対策を推進する。
6 業種別の労働災害防止対策の推進	
【アウトプット指標】 <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	
(1) 陸上貨物運送事業対策	
事業者が実施する事項 <ul style="list-style-type: none"> 「荷役作業における安全ガイドライン」の安全衛生管理体制、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業の安全対策に取り組む。 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業様態に応じた腰痛予防対策に取り組む。 	神奈川労働局の重点実施事項 <ul style="list-style-type: none"> 荷の積卸し作業の墜落・転落防止対策を推進する。 神奈川荷役災害防止等連携推進協議会・陸運事業者及び荷主等における連絡協議会を継続して活用する。 陸上貨物運送事業（荷主の事業場を含む）に対して「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、荷役作業に用いる機械等の安全使用方法等を周知する。

6 業種別の労働災害防止対策の推進(前頁の続き)

(2) 建設業対策

事業者が実施する事項

- ・ 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握や適切な対策、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等に取り組む。

神奈川労働局の重点実施事項

- ・ 墜落、転落災害防止のため各事業場におけるリスクアセスメントの導入を推進する。
- ・ 足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等墜落転落災害防止対策の充実強化を推進する。
- ・ デジタル技術を活用した建設施工の自動化、遠隔化等の新たな技術の導入に伴う安全対策を周知する。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「騒音障害防止のためのガイドライン」の周知・指導などの対策を推進する。

(3) 製造業対策

事業者が実施する事項

- ・ 「はさまれ、巻き込まれ」により被災するおそれのある機械等について、製造者（メーカー）及び使用者（ユーザー）がそれぞれにおいてリスクアセスメントを実施する。その上で、使用者に対し製造者は残留リスクの確実な提供を行う。
- ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

神奈川労働局の重点実施事項

- ・ リスクアセスメントの実施に向けた取組を、引き続き推進する。
- ・ 機能安全を活用し、危険な作業を信頼性の高い技術で置き換えることを通じて、労働災害のリスクを低減させる取組を推進する。
- ・ 作業手順の理解などを高めるためのVRの活用を推進する。

7 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 年次有給休暇の取得率を2025年までに**70%以上**とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入する企業の割合を2025年までに**15%以上**とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに**50%以上**とする。
- ・ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。

事業者が実施する事項

- ・ ストレスチェックの実施にとどまらず、結果に基づく集団分析を行い、職場環境の改善を行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。また、職場におけるハラスメント対策に取り組む。
- ・ 時間外及び休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、労働時間の設定改善（勤務間インターバル制度の導入等）を行う。
- ・ 産業保健スタッフを確保する。労働者に対して必要な産業保健サービスの提供、治療と仕事の両立支援のための環境整備に取り組む。

神奈川労働局の重点実施事項

- ・ メンタルヘルス対策や産業保健活動に関する、事業場への指導、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた支援等を、引き続き推進する。
- ・ 長時間労働が疑われる事業場への監督指導、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知指導等の取組を推進する。
- ・ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化するとともに、両立支援コーディネータの活用促進を図る。

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ**80%以上**とする。
- ・ 労働安全衛生法第3条に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに**80%以上**とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに**80%以上**とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

事業者が実施する事項

- ・ 化学物質を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業者は、リスクアセスメント等に基づく自律的なばく露低減対策を実施するほか、譲渡提供等のラベル表示・SDS交付を的確に行う。
- ・ 石綿事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露対策等を実施する。
- ・ 「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。

神奈川労働局の重点実施事項

- ・ 化学物質による健康障害防止に向けた指導・支援を行うほか、中小事業者向けの相談窓口・訪問指導・講習会の機会を提供する。
- ・ 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止のための指導を行うほか、石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル等の周知を推進する。
- ・ 「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用等の取組を推進する。
- ・ 「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知指導を行う。

重点事項ごとの推進状況

(初年度～最終年度の上段は目標値、下段は実績値)
青数字は目標値、**赤数字**は実績値のうち目標が未達成のもの、**黒数字**は目標達成のものを指します

		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年度
		2023年度 (確定)	2024年度 (確定)	2025年度	2026年度	2027年度
死亡災害については、2027年までに20人以下とする。	20人以下	28人	26人	24人	22人	20人
		42人	35人	43人	10人	
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年(7,792人)と比較して2027年までに5%以上減少する。	7,400人以下	7,700人	7,620人	7,540人	7,460人	7,400人
		8,002人	8,231人	7,921人	2,552人	

【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策						
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	1,996人以下	1,889人	2,173人	2,015人	751人	
	災害に占める割合26%以下	23.6%	26.4%	25.4%	29.4%	
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下	38日	39.0日	38.9日	33.9日	
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	171人以下	143人	166人	150人	47人	
	社会福祉施設の災害に占める割合17%以下	12.9%	14.5%	14.2%	15.8%	

高齢労働者の労働災害防止対策						
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	2,019人以下	2,090人	2,254人	2,336人	722人	
	災害に占める割合26%以下	26.1%	27.4%	29.5%	28.3%	

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策						
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	336人以下	371人	386人	400人	137人	
	災害に占める割合4%以下	4.6%	4.7%	5.0%	5.4%	

業種別の労働災害防止対策 (上段は目標値、下段は実績値)						
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年(1,179人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	1,120人以下	1,167人	1,154人	1,142人	1,131人	1,120人
		1,111人	1,152人	1,059人	360人	
建設業における死亡災害を2027年までに15%以上減少させる(9人→7人以下)。	7人以下	16人	12人	14人	2人	
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年(205人)と比較して2027年までに5%以上減少させる。	194人以下	202人	200人	198人	196人	194人
		143人	180人	168人	53人	

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である労働者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%	9%	5%		
	5%以下	8.4%	7.9%	7.5%		
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。	78.6%	68.4%	(未集計)		

※製造業については起因物「機械」の範囲を見直したため数値が修正されています。

化学物質等による健康障害防止対策						
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が148人以下	25人	21人	20人	8人	
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が250人以下	81人	78人	102人	1人	

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。

※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。

※第14次労働災害防止計画(神奈川計画)詳細、当リーフレット(電子版)はこちらを御覧ください。

([https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku_00011.html))

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

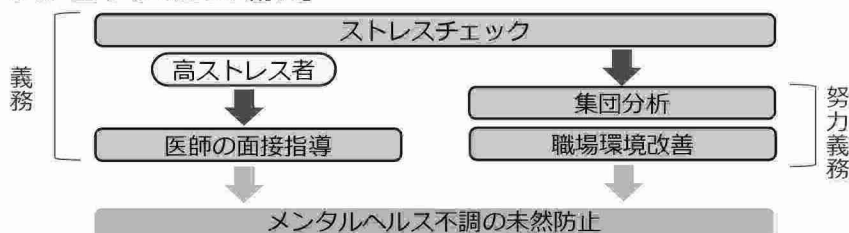
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

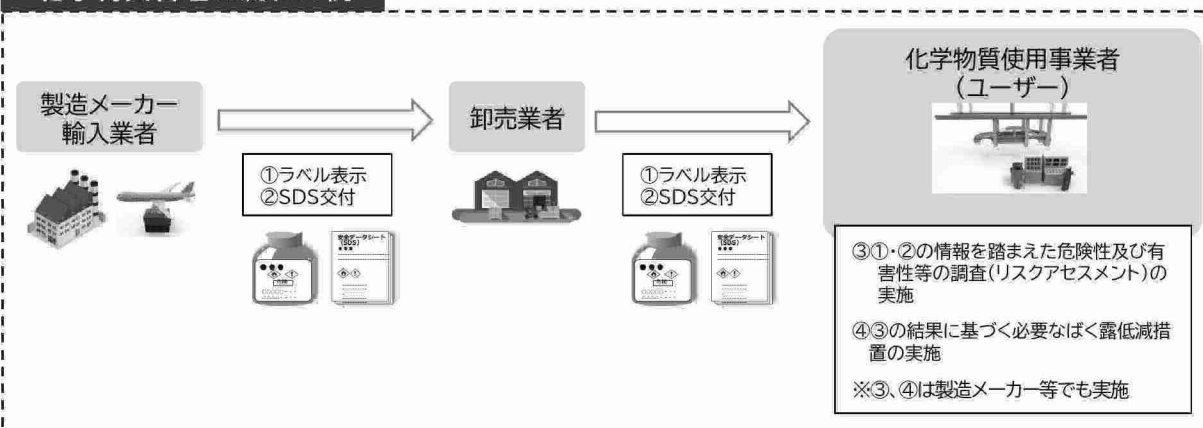


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等:当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

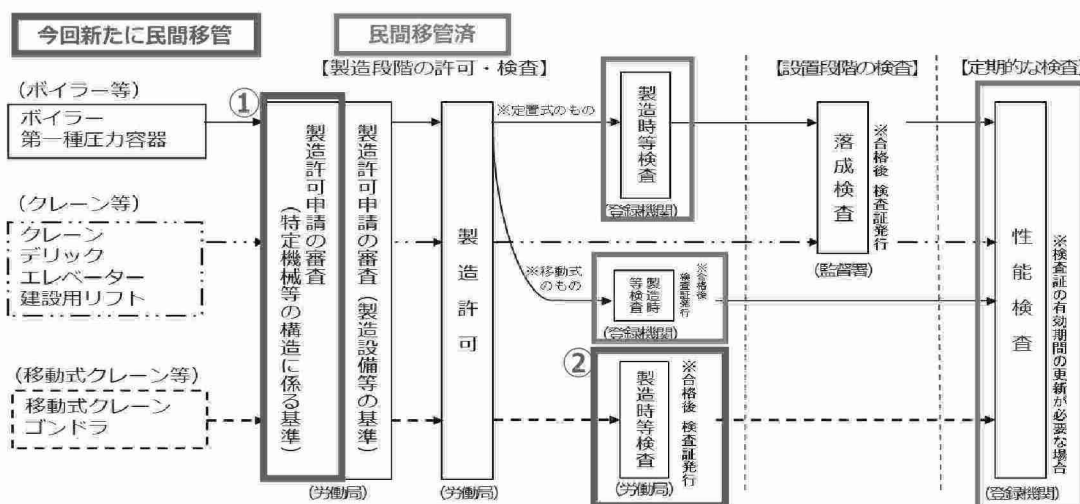
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



電離放射線障害防止規則等の改正について

安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

令和9年10月1日施行

※下線部は改正内容

電離則第17条第2項ないし第6項 工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、 安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

放射線装置室内で使用する工業用の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。

- 従来は放射線装置室内で使用する管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありましたが、施行後は放射線装置室内で使用する管電圧10kV以上の工業等の装置等が設置義務の対象となります。なお、医療用の装置のほか、ポータブル型やボックス型等の装置を放射線装置室外で使用する場合は除外されています。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければなりません。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

放射線装置室内で使用する工業用等の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルプルーフのための安全装置の設置が義務化されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルプルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合は、その代替措置が必要です。

※ 今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください(経過措置)。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました(※公布日施行)。

電離則第47条、第52条の2

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者によるその装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置 安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフルプーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者による装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせてください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

- 安全措置を無効化した際の代替措置または1(2)に記載の経過措置が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体を対象を拡大しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

特別教育の対象業務拡大
作業主任者職務追加(作業の方法・労働者の指揮等)
令和8年4月1日施行

自動警報装置義務拡大
安全装置義務化作業主任者職務追加(安全装置関係)
令和9年10月1日施行

改正の詳細はこちら



ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。
(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされてきました。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。
(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)



ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

ストレスチェック制度に取り組む意義

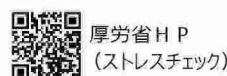
- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止**が重要です。ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け**、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの簡略版（スタートガイド）もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の産業保健総合支援センターでは、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県
さんぽセンター

サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

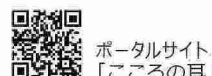
電話番号：
0570-031050
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：
平日10時～17時
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人
労働者健康安全機構

「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、中小企業における取組事例など）を広く掲載しています。



ポータルサイト
「こころの耳」

(令和8年3月)

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう

～労働者の健康確保のために～

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆ 健康診断の種類 ◆

事業者に実施が義務付けられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
一般健康診断	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
	定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回
	特定業務従事者の健康診断(安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第3号 ^(※1) に掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、6月以内ごとに1回
	海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)	海外に6月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、帰国後国内業務に就かせる際
	給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

※1: 労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、それぞれの健康診断ごとに定める実施時期(雇入れ時・配置替えの際など)及び頻度(6月に1回など)で実施しなければなりません。主な健康診断は以下のとおりです。

特殊健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことがある在籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	<ul style="list-style-type: none"> ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことがある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7～11条) <p>注: じん肺の所見があると診断された場合には、都道府県労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。</p>
歯科医師による健康診断	<ul style="list-style-type: none"> (歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等、通達等で示す特定の業務に従事する労働者に対して、それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう勧奨しています。このほか、令和6年度からはリスクアセスメント対象物健康診断の仕組みも始まりました。

詳細は、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康確保に努めましょう。



◆ 健康診断の項目 ◆

雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入時の健康診断(安衛則第43条)	定期健康診断(安衛則44条)
1 既往歴及び業務歴の調査	1 既往歴及び業務歴の調査
2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	3 身長 ^(※2) 、体重、腹囲 ^(※2) 、視力及び聴力の検査
4 胸部エックス線検査	4 胸部エックス線検査 ^(※2) 及び喀痰検査 ^(※2)
5 血圧の測定	5 血圧の測定
6 貧血検査(血色素量及び赤血球数)	6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) ^(※2)
7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	7 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP) ^(※2)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)	8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド) ^(※2)
9 血糖検査	9 血糖検査 ^(※2)
10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心電図検査	11 心電図検査 ^(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断項目の省略基準

定期健康診断の健康診断項目については、以下のとおり、それぞれの省略基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認めるときに省略することのできる者
身長検査	20歳以上の者
腹囲検査	1: 40歳未満の者(35歳の者を除く。) 2: 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 3: BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m) ²) 4: BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1: 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2: 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3: じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者
喀痰検査	1: 胸部エックス線検査を省略された者 2: 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査	40歳未満の者(35歳の者を除く。)

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに健康診断項目が定められています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆ 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項 ◆

1: 健康診断の結果の記録(安衛法第66条の3)

健康診断の結果については、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。

2: 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(安衛法第66条の4)

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聴かなければなりません。

3: 健康診断実施後の措置(安衛法第66条の5)

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。

4: 健康診断の結果の労働者への通知(安衛法第66条の6)

健康診断結果については、労働者に通知しなければなりません。

5: 健康診断の結果に基づく保健指導(安衛法第66条の7)

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。

6: 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告(安衛法第100条)

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければなりません。

・安衛則44条、45条の健診 : 常時50人以上の労働者を使用する事業者

・安衛則48条の健診及び特殊健診 : 健診を行った全ての事業者

報告様式のダウンロードや、所轄労働基準監督署への電子申請は

 各種健康診断結果報告書

または



病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出
- 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
- 個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明
- 研修等を通じた意識啓発
- 相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
- 休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、

- ・指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、事業場への訪問による制度導入支援
- ・事業主と労働者との個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援

等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
- ・事業主等が活用可能な各地域における支援事業の情報提供

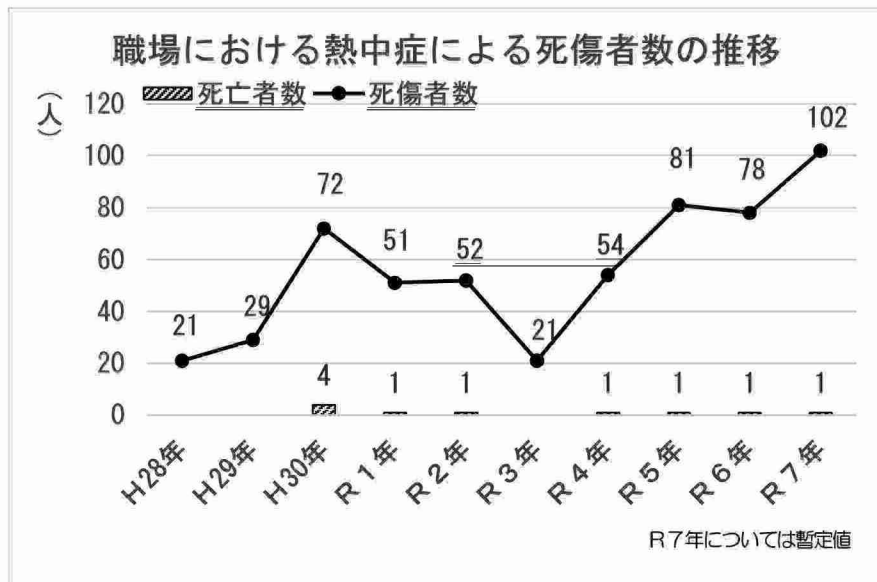
等を行っています。

(令和8年2月)

熱中症による重篤な労働災害を防ごう

令和7年4月(6月1日から施行)に追加された労働安全衛生規則の条文を遵守しよう

年々暑さの増す夏、夏になると熱中症による死傷者が年々増加しております。神奈川労働局管内におきましても熱中症による死傷者がここ数年増加の一途をたどり、ついには休業4日以上の労働災害が、年間102件(令和7年暫定値)と大台に乗ることとなりました。死亡災害も令和4年、5年、6年、7年と連続で発生しています。今後もさらに暑い夏が来ることが予想されておりますので、しっかりと対策をしていただき、熱中症による重篤な災害を防ぐよう官民一体となって、取り組んでいきたいと考えております。また、規則改正についても留意願います。



令和7年6月1日施行労働安全衛生規則改正第612条の2第1項熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知の義務化
第2項手順等の作成及び周知の義務化

具体的には、はたらく人を知ってほしい熱中症サインチェックシートを活用 まずは発見から

はたらく人を知ってほしい熱中症サインチェックシート

神奈川労働局労働安全衛生部健康課

○ 朝の仕事開始前と昼休憩後の仕事開始前には、ご自身で熱中症の自覚症状を点検しましょう。
○ 熱中症であることに気づいてから重症化するまでの時間は短いと考えられています。熱中症による初期症状を知り、早めに処置を行うことで熱中症の重症化防止に努めることができます。

重症化症状への移行に要する時間

1 手足のしびれやけいれん(痙攣)は熱中症のサイン?!

- 大量の発汗により、体内の水分やナトリウム濃度が低下することで、以下の症状が生じてくるため、注意が必要
 - 手足の筋肉がびくびくする。
 - 足がつる(こむら返り)
 - 手足のしびれ(だるいなどの症状を含む。)

2 めまい、立ちくらみ、失神など

- 体内の体温調整機能が、皮膚血管が広がり、全身の血液量が減少、血圧低下が生じ、脳への血流減少で以下の症状が生じるため注意が必要
 - 全身倦怠感(だるさ)や吐き気、嘔吐、頭痛、生あくびなど
 - 呼吸の回数増加、脈が速い、唇のしびれなど

これらの症状を確認したら、すぐに作業から離れさせ、一人で休ませず、直ちに適切な処置を行うようにしましょう。
判断に迷ったら、#7119 や 119 又は医療機関等に相談し指示を仰ぎましょう!

はたらく人(裏面参照) チェックシートに1つでも、印を付けた方は、直ちに事業場の担当者に報告して適切な処置を受けましょう。
氏名: _____ 氏名を記載しない場合は、会社又は担当者から付与された番号 _____ 番

はたらく人を知ってほしい熱中症サインチェックシート 使用上の注意事項

チェックシートの目的
このチェックシートは、熱中症の初期症状を知って、早めに適切な処置を行い、重症化予防に努めることを目的に作成したものです。

チェックシートの活用方法
はたらく人の方は、健康状態を把握するため、朝の朝礼や点呼、午後の仕事開始前に熱中症の初期症状を点検し、点検票に印を記入した場合は、早めに事業場の責任者又は担当者等に報告し、適切な処置を受けましょう。

事業者及び現場責任者の方へ

- 熱中症災害は、午前11時と午後2時、3時に多発する傾向にあるため、あらかじめ午前1回、午後1回、いずれも仕事開始前の点検を推奨します。
- チェックシートの点検項目に印が入っていた場合、作業の遅延を指示し、休憩の悪い人を一人にせず、身体の状態や適切な処置を実施してください。
- 連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めて、自社の労働者のみならず構内で働くすべての人を対象に、周知を行ってください。
- 労働衛生教育(熱中症教育)実施の際は、初期症状や当該サインチェックシートの使い方を併せて説明し、熱中症の重症化予防に努めてください。

クールワーク神奈川
現在、神奈川労働局では、熱中症による死亡災害ゼロを目指して、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」の啓発用ロゴを配布し展開しています。詳しくは、神奈川労働局のHPをご覧ください。

Mission ZERO Cool work KANAGAWA

はたらく人を知ってほしい熱中症サインチェックシートは、神奈川労働局のホームページに掲載しています。周囲の方も気づいたら担当者(あらかじめ担当者や悪化を防止するための必要な措置の手順等を定めて皆さんに知らせておいてください)への報告をお願いします。

参考 労働安全衛生規則第612条の2全文紹介対象「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上を超えて実施」が見込まれる作業

第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体を冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

神奈川県労働局安全・健康課関連二次元コード一覧

労働災害と
健康の現状



神奈川県 転倒災害防止
のための取組事例



職場における熱中症
予防対策について



神奈川県計画(14次防)
アンケート



神奈川県
産業保健
総合支援
センター



相談



健康起因事故防止のための
健康教育無料出張サービス



転倒・腰痛防止のための
ゼロ災無料出張サービス

神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

安全課 045(211)7352

健康課 045(211)7353

労働基準監督署一覧

監督署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9階	045-211-7375
鶴見	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-279-5486
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4階	045-287-0274
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4階	045-474-1252
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1273
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5階	046-823-0858
藤沢	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3階	0466-97-6748
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3階	0463-43-8615
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4階	042-861-8631
厚木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木Tビル 5階	046-401-1960
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	250-0011	小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9階	0465-22-7151

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

